

全員協議会次第

令和元年10月15日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

齊藤事務局長

2. 挨拶

井田議長

3. 協議事項

- (1) 土地台帳家屋台帳の閲覧廃止について
- (2) 都市計画マスタープラン素案について
- (3) ネーミングライツについて
- (4) 台風19号に伴う災害対策概要

4. 報告事項

- (1) 議会広報広聴常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 入間東部地区事務組合

5. その他

6. 閉 会 (14:31)

小松副議長

令和元年10月15日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

税務課長	栗原彩子	税務課長	吉田徳男
税務課 資産税 担当主幹	吉川祐司	都市計画課 課長	近藤康浩
都市計画課 市都区画整理 担当主幹	高柳正樹	政策推進室 推進長	島田高志
政策推進室 担当主幹	富田篤	政策推進室 推進主任	細野良太
自治安心課 課長	前田早苗	治安課・全幹 自衛隊 担当主幹	長谷川明男

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局書記	山田亜矢子
------	------	-------	-------

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を始めたいと思います。

（午前 9時30分）

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。

今日は早朝よりお忙しい中、全員協議会ということでお集まりをいただきましてありがとうございます。

まず初めに、先日の台風19号によって、残念なことに全国各地で多大な被害を及ぼしております。そういった中でお亡くなりになられました方もいらっしゃいます。お亡くなりになられた方については、ご冥福をお祈りいたします。また、被害に遭われた全ての方にお見舞いを申し上げます。

三芳町においても被害が出ております。その被害状況については、倒木、道路冠水、停電、床下浸水等があるようでありましてけれども、詳しい状況については、本日4番目の協議事項として、台風19号の被害状況についてということで説明をいただこうと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

また、そういった想像を超える自然災害が今後発生すると思われまますので、その自然災害への対応をやっぱりしっかり考えなければいけないなど、改めて感じたところでございます。そういった影響もあって、残念ながら三芳町民体育祭が中止となってしまいました。これから10月、11月においては、行事等も多くなりますので、また議会としても10月25日、26日には議会報告会、また11月の5、6日には、厚生文教常任委員会の所管事務調査、また11月の11日、12日には、総務常任委員会の所管事務調査がありますので、ぜひ議員の皆様方におかれましては、お体に十分ご留意いただいて、議会活動、議員活動に臨んでいただきたいと思います。

また、本日も協議事項4件を予定をしております。職員の皆様方におかれましては、ご出席をいただき、ありがとうございます。丁寧な説明、わかりやすい説明をお願いを申し上げます。

きょうもスムーズな進行を心がけます。皆様のご協力をお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

◎土地台帳家屋台帳の閲覧廃止について

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

まず、協議事項の1番目、土地台帳家屋台帳の閲覧廃止についてということで、税務課より説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（栗原彩子君） それでは、土地台帳家屋台帳の閲覧について、説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

現在、土地台帳家屋台帳の閲覧につきましては、廃止に向けた事務を進めております。つきましては、議員の皆様にもご理解いただきたく、この場をおかりしてご説明いたします。

まず、資料1をごらんください。1、現況について、土地台帳・家屋台帳は、これまで固定資産課税台帳の補助簿的な台帳として、固定資産の課税履歴を参照することを主な目的とし、不動産登記情報をもとに作成し、課税事務上で使用しておりました。あわせて、住民サービスの一環として、法務局に行かなくても不動産登記情報の一部を確認できるよう閲覧の用に供してきました。しかし、個人の情報を保護する観点から、所有者の住所や氏名が記載されている台帳を閲覧に供することは適切でないため、県内の市町村でも閲覧廃止に向けた取り組みが進められております。

不動産登記情報は、注1にもありますが、税務課職員が毎週法務局に行きまして、登記済通知を受け取りまして、税務システムに入力して課税の資料といたしております。あわせて、土地台帳・家屋台帳にも転記し、閲覧に供しているのが現況でございます。

閲覧につきましては、注2にもありますように、不動産登記法に規定されております登記された事項については、誰でも請求すれば交付するというところでございますので、その取り扱いに準じて閲覧に供してきたということでございます。

次に、2番目として、埼玉県内の閲覧状況について説明させていただきます。現在廃止している市町村は、さいたま市、熊谷市、秩父市、本庄市、上尾市、越谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、坂戸市、神川町、松伏町の17市町でございます。廃止を予定している市町村は、川口市、蕨市、ふじみ野市は令和2年3月末、富士見市、鶴ヶ島市は令和元年12月末、毛呂山町、長瀬町、宮代町は廃止は決定しておりますが、時期は未定とのことでございます。以上の8市町でございます。

検討中は、加須市と上里町と戸田市の3市町、廃止予定のない市町村は34市町村でございます。当町はこの中には一応含んではおりません。

廃止周知の方法につきましては、広報、ホームページ、窓口で周知しているようでございます。

次に、裏のページ、資料2をごらんください。3番目として閲覧することの問題点について説明させていただきます。1番に、個人情報の保護でございます。現況でも説明させていただきましたが、土地台帳・家屋台帳に住所と氏名が記載されているということでございます。また、DV被害者の方が土地家屋を登記された場合、住所が記載されていますので、保護されない結果となります。

次に、法務局から課税資料として提供を受けている登記済通知を閲覧の用に供してきたことでございます。

最後に、不動産登記情報のオンライン化が進んだということでございます。令和2年1月より、法務省の登記情報システムの更改が行われる予定であり、これまで紙媒体で受け渡しを行っていた登記済通知がオンライン化することにより、紙媒体の受け渡しがなくなることとなります。これにより事務の効率化が図られ、補助資料として更新する必要がなくなります。

次に、4番目として、決算の状況と住民サービスへの影響について説明させていただきます。資料にありますように、閲覧件数は年間110件ほどで、ほとんどが不動産業者の方による閲覧であります。住民サービスへの影響は支障ないと思われまます。また、納税者の方が自己の所有する資産の課税内容を確認する際は、

本人確認をした上で課税の根拠資料をお示ししております。

5番目としまして、今後の登記情報の取得につきましては、さいたま地方法務局川越支局の窓口にて請求されるか、インターネットを利用した登記情報提供サービスにより、取得できる環境も整備されておりますので、インターネットで取得していただくことになります。

6番目としまして、今後の予定でございますが、令和2年3月末日をもちまして、土地台帳・家屋台帳の閲覧を廃止する予定でございます。これに関しましては、広報、ホームページ、また窓口にて周知していく予定でございます。

以上が土地台帳家屋台帳の閲覧に関する説明とさせていただきます。

こちらに家屋台帳と土地台帳をお持ちしました。このように税務課におきましては、100冊以上の帳簿が管理されております。窓口にて申請していただければ、誰でも閲覧することができるようになっておりました。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今、土地台帳家屋台帳の閲覧廃止について説明をいただきました。

質問があるようであれば、お受けをいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

まだ廃止予定なしという自治体が多くありますけれども、富士見市、ふじみ野市とはお話はされていると思うのですけれども、その点はされているのかどうか、話しているとしたらどんなことを話しているのかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（栗原彩子君） お答えいたします。

ふじみ野市、富士見市の税務課長とほかの会議で話しする場面がありまして、ふじみ野市につきましては、12月の議会を経て、3月末に廃止する予定ということで聞いております。富士見市については、ことしの12月末をもって廃止するというので情報は聞いております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 個人情報のほうはわかるのですけれども、今まで閲覧していて、私は問題はなかったのかなというふうには捉えているのですけれども、問題点はあったのかどうかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（栗原彩子君） 私も資産税に何年かおまして、そのときにも業者の方が閲覧の土地台帳とか家屋台帳をずっと1日めくっていくのです。何番から何番まで、お昼をまたいで、またずっと何日も何日もいらっしゃることがあって、それでいいのかなということは、個人的には思っていました。

土地台帳・家屋台帳の閲覧に関しては、もう古くから行われていることで、それを廃止するとか、そういうことについては、私その時点では余頭になかったのですけれども、例えば相続なんかありますと、土地の名義が変わったりすると、すぐダイレクトメールが来るのです。売りませんかというような。それは、も

ちろん法務局で公開されていますからいいのですけれども、町がなお個人情報を公開する必要はないのかなというふうには思います。さいたま市のホームページなんかもちっと見たのですけれども、さいたま市のホームページの中には、結局、どこから漏れてきたという苦情もあったというふうなことも伺いました。町としてはそういう苦情はないのですけれども、今のうちに個人情報が一番大切なので、廃止したほうがいいのかと税務課としては思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後に、農家の方々も閲覧する機会はあると思うのですけれども、農家の方々がこれが廃止することによって、今までのような資料が手に入れられないとか、そういうことは一切ないのかどうかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（栗原彩子君） 農家の方に限って、住民の方は自分がお持ちの資産についてはこちらのほうでお示しております。土地台帳見たり、家屋台帳は見せておりますので、問題はありません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午前 9時41分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前 9時42分）

○議長（井田和宏君） ほかに質問をお受けいたします。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。まず、遅参して申しわけございませんでした。

物件の土地の所有者の現住所というのは実際載っていないというふうな判断でよろしいのでしょうか。それを調べてしまっただけになってしまうからまずいということでもよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（栗原彩子君） 法務局から週1回登記済通知が来ますので、住所変更なんかしますと、やっぱりそれが載ってしまうのです。ですから、例えば転居しても転出しても住所を変更しても、法務局で住所を変更しない限り、うちのほうでは土地台帳とか家屋台帳の変更はしないのです。登記の情報がこのまま載りますので、ただ普通7割、8割、9割ではちょっとわかりませんが、普通でしたら、居住用の土地建物を買う場合は、ずっとその住所におられますよね。ですから、相続などでほかの市町村の方がその土地建物を相続して、名義変更されない場合はありますけれども、ほとんどの方が土地建物にお住まいの方が住所がありますので、現住所がそこに、土地台帳・家屋台帳に記載されていると思います。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

所沢市のホームページだと、所有者の現住所については個人情報の観点から提供していませんというふう

になっておりますが、それでも載ってしまっているという判断でよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 税務課長。

○税務課長（栗原彩子君） お答えします。

課税上の住所というのはまた別な方がいますから、課税上の住所というのは公開しませんけれども、登記の情報として公開しているだけです。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

よろしいのですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で協議事項1番、土地台帳家屋台帳の閲覧廃止についてを終了いたします。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

協議事項の途中ですが、休憩いたします。

（午前 9時44分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前 9時49分）

◎都市計画マスタープラン素案について

○議長（井田和宏君） 協議事項2番、都市計画マスタープラン素案について説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） おはようございます。

都市計画マスタープラン素案についてご説明をさせていただきます。都市計画課長の近藤と、都市計画・区画整理担当主幹の高柳です。どうぞよろしくお願ひいたします。

内容の説明の前に、経緯と今後の予定について簡単に説明をさせていただきます。

現行の都市計画マスタープランにつきましては、平成13年に作成し、目標年20年が経過することから、昨年度より2カ年で作成をしているところでございます。庁内検討会議や策定検討委員会を経て、素案ができましたので、9月24日よりパブリックコメントを実施しました。同時に、議員の皆様にも素案を配付させていただきました。パブリックコメントの期間につきましては、9月24日から10月23日までの30日間となっております。

今後の予定につきましては、10月28日に第4回の策定検討委員会を実施し、パブリックコメントの回答を10月30日に行い、11月1日の都市計画審議会で諮問、11月7日に答申を行い、12月議会へ上程する予定となっております。また、議員の皆様からの質問やご意見がございましたら、都市計画課へいただきたいというふうに考えております。

それでは、素案の内容につきまして、担当主幹の高柳のほうから説明をさせていただきます。

○議長（井田和宏君） 都市計画課都市計画・区画整理担当主幹。

○都市計画課都市計画・区画整理担当主幹（高柳正樹君） 高柳と申します。

それでは、都市計画マスタープラン素案の説明をさせていただきます。

1 ページ目でございます。序章として都市計画マスタープランの基本的な考え方が記載されております。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、なおかつ住民の意見を反映しながら策定する計画となります。

2 ページ、3 ページにつきましては、マスタープランの役割、位置づけが以下のとおり書かれております。

4 ページですが、都市計画マスタープランの目標年次ですが、20年後の西暦2040年、令和22年といたします。

5 ページ、6 ページ、7 ページまでですが、こちらのほうが策定体制と策定経過が書かれております。

8 ページから50ページまでが全体構想となります。8 ページから16ページにつきましては、三芳町の概況ということ載せてあります。国勢調査や都市計画調査、現状の数値が書き入れてございます。後でご確認をいただきたいと思っております。

17ページ、18ページで住民意向調査を行っているところの説明となります。調査方法につきましては、年齢満18歳以上の方を対象に無作為の2,000人を調査対象としてアンケート調査を行っております。

調査概要なのですが、調査票配布数が2,000票、調査票回収数が843票で、回収率42.2%となっております。

18ページに移りまして、町への愛着度・居住意向、町に住み続けたい人は約7割、地域環境への評価などは、総合的な満足度は高いですが、交通利便性や働く場所としては不満の傾向が強くなっていたり、三芳町の将来のまちづくりについては、身近な交通の利便性と安全性の向上が望まれている。

また、まちづくりへの協力意向として、9割弱の方がまちづくりは行政でなく、住民も担うものと認識し、まちづくりに協力する意向のある方は5割強というような結果が出ております。

19ページから28ページには課題が書いてあります。19ページ、20ページにつきましては、三芳町だけではなく、全国的に出てきている課題について、7項目まとめさせていただいております。少子高齢化の進行や産業構造の変化、協働まちづくりの推進、防災性の強化などが書かれております。

21ページから28ページは、具体的な三芳町の課題として、土地利用、都市施設、その他ということで3つの分類をさせていただいております。土地利用につきましては、住宅、商業、工業、農業、その4つに分類をさせていただきまして、住宅系土地利用としては、定住人口の維持を図るために、土地区画整理事業地区における住環境の維持・保全を図る必要がありますとか、商業では、鶴瀬駅西通り線等の幹線道路沿いの商業集積の促進が必要である。また、工業系土地利用につきましては、三芳スマートインターチェンジフル化の整備により、交通利便性がさらに高まるので、その流通系を中心とした産業立地を進めるとともに、農地や平地林に近接していることから三芳町の特徴的な豊かな自然環境との調和を図りながら、適切に進めていく。総合計画でも位置づけのあります本町東部での工業系の土地利用につきましては、通西地区や生出窪地区を初めとした工業系区画整理事業の促進の必要があり、農地、自然につきましては、町域の5割弱が畑や山林などを中心とする自然的な土地利用となっていることから、日本農業遺産に認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の保全・継承されており、三芳町の特徴となっていることから、三芳町らしい豊かな自然環境や景観、優良な農地を維持・保全し、次世代へ継承していく必要があるというようにまとめさせていただいております。

都市施設につきましては、交通施設が2つ、公共交通機関の利便性向上ということで書かせていただいております。

います。フル化の整備事業が進められ、高速自動車道の利便性を生かすための市街地や各地域間を結ぶ道路網の充実や主要生活道路での安全な歩行空間の確保ですとか、あとバスの利便性については、住民意向調査によりまして、不満であるというところが出ておりますので、そちらの今後交通機関の利便性の向上を図る必要がありますということでまとめさせていただいています。

公園・緑地の整備につきましては、今後も住民が快適かつ安全に利用できるよう維持管理、後世に残すための適切な維持管理を図る必要があるということと、平地林は三芳町の特徴的な景観を構成するものですので、自然的・歴史的価値の高い緑地を今後もその保全を進める必要があるということでまとめさせていただいています。

河川・下水道につきましては、近年頻発している局所的な短時間豪雨などによる浸水被害を軽減させるなど気候変動への適応を図るため、新たな雨水排水施設等の整備計画を進める必要があります、効率的な整備の見直しを検討するなど、引き続き生活排水処理施設を概成する必要がありますということになっております。

その他の公共施設につきましては、その保護・啓発、情報発信拠点として歴史民俗資料館を充実させ、歴史・文化資源等の活用を図る必要があるということでまとめさせていただいています。

その他につきましては、町の景観であり、防災、住民参加について課題をまとめさせていただいています。

29ページですが、こちらのほう、都市づくりの将来目標ということで、目標人口が書かれております。中間目標年次、2030年で3万7,200人、目標年次で2040年、3万4,500人を目標人口とさせていただいております。こちらの目標人口につきましては、三芳町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに町の目標人口が出ておりまして、そちらの目標人口により算出をさせていただいているところでございます。

30ページですが、将来都市像としまして、第5次総合計画において、将来像を「未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町」と定めております。マスタープランでは、この「未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町」を実現させるための都市計画の将来都市イメージを住民意向、地域別懇談会などから出たキーワードより、「歴史あるみどり・景観と調和した暮らしやすく活力あるまち」として掲げさせていただきました。

また、31ページになりますが、都市づくりの基本理念、基本的な考えとしまして、1番としましては、三芳町の魅力・資源を活かす都市づくりということで、畑と平地林が織りなす良好な自然、古くからの歴史、先人が守り育ててきた都市づくりの資源が数多くあります。また、スマートインターチェンジのフル化により利便性の高い道路環境もあることから、それらの都市の魅力、資源等を活用し、特色ある都市づくりを進め、都市の魅力を広域的に発信していきます。

2番目としましては、誰もが安全・安心、快適に暮らせる都市づくりということで、人口減少、少子高齢化の進展等、高齢化社会においても住み続けていくために必要な住環境を形成していくことが強く求められており、持続可能な開発目標SDGsでは、特に都市づくりに欠かせない安全な水とトイレを世界中に、働きがいも経済成長も、住み続けられるまちづくりなどが挙げられ、この目標に対応する施策として、以下公園・緑地の整備などの住宅環境などを整備を行い、誰もが安全・安心で快適に暮らすことのできる都市づくりを進めていきます。

3番目につきましては、住民・事業者・行政がみんなで進める都市づくりということで、多様なニーズに応えたきめ細かな都市づくりは、住民、事業者の参画が不可欠なことから、多くの住民がまちづくりの主役

として参加し、さまざまな場面で知恵と力を出し合い、住民、事業者、行政が協働手法により、ともに手を携えて都市づくりを進めていくということになっております。

32ページから34ページまでが将来都市構造になっております。将来都市構造とは、都市の将来像や都市づくりの目標の達成を目指して、町域全体の特徴や骨格を空間的に、かつ概念的にあらわし、目標とすべき将来の都市の姿をわかりやすく描くものです。こちらのほうは、拠点と軸ということであらわさせていただきます。

まず、拠点のほうなのですが、1つとして、公共・活動拠点としまして、町役場及び運動公園グラウンド周辺を総合拠点、未来創造拠点としまして、今、藤久保地域において学校を含む周辺公共施設を未来創造拠点として位置づけ、複合化を図り、再整備することで将来にわたり多くの住民が利用できる施設の整備を進めます。

また、地域拠点としまして、上富、北永井、竹間沢、みよし台の公民館等の施設等のところの地域拠点とさせていただきます。

2番目としましては、交流拠点ということで、商業交流拠点、こちらは駅につながる県道の三芳・富士見線、都市計画道路の鶴瀬駅西通り線、みずほ台駅西通り線を商業交流拠点として位置づけ、商業施設の利用拡大、商業施設の誘致等に努めます。

複合交流拠点としましては、関越自動車道三芳パーキングエリア周辺につきましてを位置づけ、その中では（仮称）三芳バザール賑わい公園基本構想を策定していますので、実現可能性について検討を進めていきます。

みどりの拠点としましては、多福寺及びその周辺、緑のトラスト保全第14号地、竹間沢こぶしの里を位置づけまして、その環境の維持等に努めます。

その他の拠点としましては、工業拠点としまして、竹間沢、藤久保の整備済みの工業用地、また通西・生出窪地区を工業拠点として位置づけ、操業環境の保全及び整備に努めます。

産業拠点につきましては、みどり共生産業ゾーンのところ、町道3号線沿道の企業誘致・留置を促進する産業拠点として位置づけております。

交通拠点としましては、スマートインターチェンジを交通拠点として位置づけ、西の玄関口として周辺地域における産業系企業の誘致・留置の契機となるよう、利便性の向上や環境整備に努めます。

住民の広域的な移動、交流を支える都市構造上の骨格をなす幹線道路は、その利便性の向上をするため、整備や適正な維持管理を行い、都市の一体化を進めることが必要となっております。

都市の軸としまして、交通軸、広域交通軸、本町と広域都市を連絡する自動車交通網を形成する道路ということで、以下3路線、都市交通軸としましては、交流や活動の拠点を支え、都市の骨格を形成する都市幹線道路、地域幹線道等を都市交通軸として位置づけ、以下16路線が位置づけられております。

国道沿道広域都市・景観軸、こちらにつきましては、国道254号を国道沿道広域都市軸として位置づけ、他都市との人・モノ・情報などあらゆる資源の連携強化を目指します。

景観軸としましては、三富新田を支える上富の集落を景観軸として位置づけまして、集落とケヤキ並木等が一体となった良好な環境の保全・育成を目指しております。

35ページにつきましては、それらの将来都市構造を図としてあらわしたものとなっております。役場付近

を総合拠点、藤久保公民館等があるところが未来創造拠点、都市の軸としましては、広域交通軸が黒く塗られている部分と、都市交通軸が茶色に塗られている部分ということになります。

36ページからは、部門別将来整備方針ということで、土地利用の方針が書いてあります。9つの土地利用に関しまして仕分けをさせていただいています。この中では、①の住宅系既成市街地区域、②の住宅系将来検討区域が新しい区域として今回都市計画マスタープランに出てきているものでございます。

上位計画の総合計画に住居系の土地利用がございまして、そちらの部分、現在市街化区域となっている部分と市街化調整区域となっている部分を分けさせていただきまして、市街化調整区域につきましては、市街化区域に囲まれた地域などの宅地化されていない地区については、住宅系将来検討区域と位置づけ、法的要件等の条件が整った段階において、市街地としていくため適切な土地利用を図っていきますということで、住宅系の土地利用が現在人口減少社会を迎え難い状態となっておりますので、そちらのほうの住宅系の土地利用を分けさせていただいて、まとめさせていただいております。

また、37ページ、6番のほうですが、公共・交流ゾーンとしまして、町役場周辺、また藤久保の学校周辺を公共・交流ゾーンとしまして位置づけ、行政サービス、スポーツ・交流等の機能集積を生かした公共性の高い場としての土地利用を進めるということで、新たにゾーンを1つ設定をさせていただいております。

39ページに将来土地利用構想図として、今お話をしました住宅系、または公共・交流ゾーンが示されているところでございます。

40ページになりますが、都市施設整備の方針としましては、公共交通の整備方針としまして、路線バスの機能強化、新たな公共交通の充実ということが載せられております。

また、2番目としましては、道路整備の方針としまして、道路環境の整備、道路網の整備について、歩行者、自転車及び自動車の交通量を鑑み、地域の実情に合わせた道路環境の整備を進める。また、都市計画道路の未整備区間については、効率的かつ計画的に整備を進めるということとなっております。

交通環境の整備につきましては、歩道や自転車通行帯等の整備を目指し、事故抑制、交通安全対策の整備を進めていきます。

歩行者・自転車空間の整備につきましては、開発などの建築行為により生じる道路後退部分を活用して、歩行者・自転車空間の創出に努めます。また、歩道の段差解消や適切な歩道の整備を進めてまいります。

交通事故を未然に防ぐ安全性の確保ということで、交通量や道路幅員などの道路状況に応じ交通安全施設の適切な整備を進め、交通規制や信号機等の設置を埼玉県警に要望してまいりますとなっております。

次からは、広域幹線道路、都市幹線道路、地域幹線道路、主要生活道路ということで、以下の路線につきまして、根拠と路線名を表示させていただいております。

42ページになりますが、道路整備の方針図ということで表記をさせていただいているところでございます。

43ページですが、公共緑地整備の方針につきましては、運動公園グラウンド、緑地公園、自然の森・レクリエーション公園、多目的広場及び緑のトラスト保全第14号地を含め、(仮称)令和の森公園として誰もが憩い、集い、楽しめる魅力ある公園の整備を進めます。また、(仮称)三芳バザール賑わい公園基本構想を策定し、実現可能性について検討を進めてまいります。

44ページですが、上水道・下水道の整備方針とごみ焼却処理場の整備方針です。上水道につきましては、水道施設の設備更新や耐震化などの維持管理を計画的に実施します。下水道につきましては、汚水処理施設

未整備地区について、一部個別処理区域への変更も検討し、下水道を整備し、生活排水処理施設として概成をさせます。

ごみ焼却処理場は、ふじみ野市と共同で運営している「ふじみ野市・三芳町環境センター」の維持管理を図るということになっています。

45ページにつきましては、公園緑地整備の方針図が、公園の位置等、あとは（仮称）令和の森公園、三芳バザール賑わい公園などが表記をされております。

46ページです。防災・防犯の都市づくりの方針につきましては、新しく出てきているところとすれば、浸水被害が近年の局地的豪雨によって発生しております。浸水被害を最小限にするため、雨水排水処理施設の整備計画を進めます。また、地域住民の防犯力の向上を図るため、防犯リーダーの育成や見せる防犯活動を中心として、現在行っている青色防犯パトロール隊や地域の自主防犯活動の支援を引き続き行います。また、防犯灯や防犯カメラの設置により、犯罪から地域を守る防犯のまちづくりを推進します。

住環境整備と生活環境改善の方針につきましては、平成28年12月1日に三芳町をきれいにする条例が施行され、住民とともに、「清潔できれいな町」として安全で快適な生活環境を確保するとともに、ごみの不法投棄などの防止対策強化、パトロールなどの監視機能を強化し、ごみの不法投棄を抑制する環境づくりを進めていきます。空き家がふえていることから、町内の空き家の実態を把握し、法令等に基づき適正管理を促すとともに、有効活用に向けた検討、良好な住環境を確保していくこととしております。

都市景観形成の方針につきましては、自然景観、市街地景観、沿道景観、あと景観形成に向けた住民意識の醸成ということで、自然景観につきましては、貴重な平地林や三富新田を初めとした武蔵野の自然環境や、のどかな農の風景などを地域固有の自然景観の魅力として住民と共有し、貴重な自然景観の維持・保全に取り組んでいきます。

市街地景観は、住民の財産である緑を活用し、潤いのある都市景観の形成を図ります。

沿道景観につきましては、歴史や地域性を生かし、統一的で親しみやすい町並みの整備に努め、魅力ある景観の形成を図ります。また、主要生活道路の歩道部へは植栽などにより街路景観の形成を図ってまいります。

4番目につきましては、景観形成に向けた住民、事業者、行政の共通意識の醸成を図るということにしております。済みません。こちらのほう、③、景観形成に向けた住民意識の醸成となっておりますが、こちらは④に訂正をさせていただきます。

都市景観形成の方針図が48ページに載っております。

49ページですが、公共施設整備等の方針につきましては、公共施設の整備は、公共施設マネジメント計画に基づき各施設のアクションプランを策定するための基本的な方向性を定めておりますので、それに沿った形で進めていくということになります。以下、各施設の方針を書いております。

50ページには、公共施設整備等の方針図ということで、各公共施設等が載せてあります。

51ページから92ページになりますが、地域別構想ということで、三芳町の地域別の将来都市づくりが載せてあります。

52ページには、上富地域の現況が載せてあります。また、53ページには、地域住民からの声として、働く場の創出のため、大きな企業の誘致を望むですとか、空き家の有効活用が必要である。地域の魅力ある景観

の保全が重要である。畑がきれい、農業・農地の活性化と保全を望む等の声が寄せられております。

54、55ページは、地域カルテとして、住民意向等の調査の結果等をまとめてございます。

56ページには、将来の課題ということで、人口減少、空き家への対策、自然環境の保全と農業活性化を推進する都市整備、都市近郊農業の可能性を支えるための都市整備、遺跡や森林の保全と活用のための整備、快適な生活のための都市整備として、課題を載せさせていただいています。

また、現況や課題より考えまして、上富地域の都市づくりの将来目標のテーマを「歴史・農業遺産・自然を保全し、都市近郊型農業と産業が共存する景観と賑わいのある地域」とさせていただいております。

三富新田の景観と豊かな自然を生かしながら、新しい農業技術や農業経営に取り組み、伝統的な農法を継承し、さらなる農業の活性化を図ります。ブランド化された地元農産物の生産力、販売力の強化を図り、三芳スマートインターチェンジ周辺に企業の誘致・留置を行うことで雇用を創出し、(仮称)三芳バザール賑わい公園については、基本構想を踏まえ実現可能性について検討を進めていきます。

上富地域の将来都市整備の方針です。土地利用の方針につきましては、良好な生活環境を守るために、将来残すべき優良な農地・平地林や地域の文化を守りながら、農業の振興を図ります。みどり共生産業ゾーンにおける企業誘致により、雇用・にぎわいの創出を図り、地域人口の減少傾向に歯どめをかけ、地域の活性化を図ります。また、町道8号線の未指定区域については、将来、区域の拡張の検討を行うこととしております。

都市施設整備の方針です。公共交通につきましては、路線バスの利用が困難な地域について、子供や高齢者など誰もが利用しやすい新たな公共交通の充実について検討を進めます。

道路につきましては、関越自動車道は広域幹線道路として位置づけ、三芳スマートインターチェンジについては東日本高速道路との共同事業としてフル化の整備を推進します。道路網の整備については、歩行者及び自転車、自動車の交通量を鑑み、安全対策や拡幅等を地域の実情に合わせた道路環境を検討し整備を進めます。

また、県道さいたま・ふじみ野・所沢線と三芳・富士見線、この2路線を軸とした地域の主要施設等を効果的に結ぶ道路ネットワークの形成に努めます。

地域幹線道路である町道1号線、3号線、8号線、14号線、18号線につきましては、町内地域間の円滑な連携を図るとともに、安全性を確保できる道路整備を進めます。地域住民に身近な主要生活道路は、排水溝や路面整備、防護柵やカーブミラーの設置など交通安全のための整備を進め、生活環境の向上を図る道路整備を目指します。

公園・緑地につきましては、上富中西ふるさとの緑の景観地や多福寺県自然環境保全地域など、武蔵野の面影を残す森林を後世に残し身近に親しめるよう、保全しながらその利用を図っていきます。企業誘致により新たな企業や既存企業の施設更新の際には緑化の推進を図ります。森林を身近に感じることができるよう保全・活用や不法投棄等への対策を推進し、スマートインターチェンジ周辺を複合交流拠点として位置づけ、三芳バザール公園については、実現可能性について検討を進めるということになっております。

防災につきましては、自主防災組織の立ち上げ及び活動の強化、また雨水排水施設の整備計画を進め、浸水被害については、被害を最小限にするため、計画を進めます。

防犯につきましては、全体構想と同じく地域住民の防犯力の向上強化と地域コミュニティーの維持を図る

ため、防犯リーダーの育成や見せる防犯活動を中心として、現在行っている青色防犯パトロール隊や地域の自主防犯活動を引き続き支援します。

住環境及び生活環境の方針ですが、地域の日本農業遺産に認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を支える畑や平地林を保全するとともに、集落と緑豊かな自然環境との調和を図り、良好な営農環境の維持に努めます。

空き家対策については、三芳町空家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不全の空き家の適正管理や空き家の利活用等を推進します。

都市景観形成の方針としましては、新しく出てきたところとしては、県の景観条例に基づいて沿道景観づくりを図っていきます。

また、公共施設等整備の方針ですが、地域におけるひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加している状況を踏まえ、医療、福祉などのサービスを住みなれた地域で身近に受けることができるよう、また、住みなれた環境で自立した生活を送ることができる体制の整備を進めます。

旧島田家住宅については、地域の歴史・文化の発信拠点として充実を図ります。

62ページになります。北永井地域の現況と将来の課題が書いてあります。地域住民からの声としましては、三芳スマートインターチェンジのフル化整備による渋滞問題対策の道路整備が必要である。道路が狭い、交通の便がよくない。生活を支える公共交通の整備が必要である。高齢化により、空き家がふえ、その活用が必要である。雑木林は地域の特別な自然なので上手に残していきたいというような意見が出ております。

63ページ、64ページには、地域カルテとしましては、住民意向調査の結果等が載せられております。北永井地区です。将来の課題については、優良な農地や雑木林等の自然環境の保全と、人口維持を図るための取り組み、都市近郊型農業の可能性を広げるための都市整備、今後の町の変化に対応する都市整備ということの課題を挙げさせていただいております。現況や課題を考えまして、北永井地域の都市づくりの将来目標を「住宅地・都市近郊型農業・産業が調和、共存し、快適で住みやすい地域」とさせていただいております。

地域の特色である葉物野菜を中心とした農業と住宅地に近い利点、住民の食生活の土台となる野菜直売所やレジャー農園などを生かし、本地域特有の都市近郊型農業を促進します。また、三芳スマートインターチェンジを活用し、周辺環境に配慮しながら企業の誘致・留置の促進を図ることが都市づくりの目標としております。

66ページになりますが、土地利用の方針としましては、三芳スマートインターチェンジを交通拠点としたみどり共生産業ゾーンでは、周辺環境に配慮しながら、地域の活性化や雇用の創出に寄与する産業系施設の適正な誘導を図ります。

都市施設整備の方針ですが、公共交通につきましては、生活を支える主要施設へのアクセス性を向上させるため、子供や高齢者など誰もが利用しやすい新たな公共交通の充実について検討を進めます。

道路につきましては、道路網の整備、地域住民に身近な主要生活道路の整備につきましては、各地区同じになっておりますので、こちらに関しましては地域幹線道路である町道3号線、4号線、5号線の一部区間は、関越自動車道による交通流動を考慮しながら、安全・安心で利用しやすい道路整備を進めますということになっております。

67ページですが、防災・防犯の方針、防災のほう、自主防災組織の活動の強化、民間の一時避難場所にお

ける防災力の向上を図りますということになっております。浸水被害については、各地区同じになっており、雨水排水施設の整備計画を進めることとなっております。防犯につきましても各地域同じことになっております。

住環境及び生活環境整備の方針ですが、平地林などの自然や農地が身近にある環境は、自然や農地等の自然的環境との調和を図りながら、住環境の整備に努めてまいります。空き家の話につきましては、こちらのほうも上富地域と同じとなっております。

68ページになります。公共施設整備等の方針です。こちらのほうにつきましては、ふれあいセンター等の施設機能の充実を図りますということが新たに載っているというところでございます。

70ページに藤久保地域の現況が書かれております。

71ページに地域住民からの声ということで、藤久保地域の中心拠点形成を。人の集まる拠点をつくり、活性化を図る。空き家問題が出ており、空き地を利用して、古い住宅地を改善する。ライフバスの便数の増加等により病院や役所へのアクセス性を向上するなどの意見が出ております。

72、73ページは、住民意向調査の結果と地域カルテとなっております。

74ページですが、将来の課題につきましては、便利で快適な住宅系土地利用の形成を目指す。安全で利便性の高い生活のための都市整備ということを挙げさせていただいています。現況と課題を踏まえまして、藤久保地域の都市づくりの将来目標につきましては、「多様な都市機能が集積した地域拠点としての都市機能の充実と豊かな自然と賑わいと住宅が共にある地域」とさせていただいております。

鶴瀬駅周辺からほどよく離れていながら、日常生活に必要な多様な都市機能が集積し、一方で豊かな自然にも恵まれ、市街地と自然環境の双方の魅力をあわせ持つ住宅都市づくりが目標となっております。

土地利用の方針につきましては、先ほど全体のほうの方針でもお話しさせていただいていますように、住宅系将来検討区域では、法的要件等の条件が整った段階で面整備における柔軟な整備手法の検討を進めます。また、商業交流拠点を形成するための調査・研究を行います。役場と運動公園グラウンド周辺は、公共性の高い場として土地利用を図ります。藤久保公民館周辺は、公共施設の複合化を図る未来創造拠点として位置づけ、地域住民が快適に利用できる施設の整備を推進していきます。

75ページになりますが、公共交通につきましては、さらなるバス路線の再編を行い、利便性の向上を図っていくことと、将来に向けて新たな公共交通の充実を図ることとなっております。

道路につきましては、県道三芳・富士見線は、歩道の整備による安全性の確保を道路管理者である埼玉県に要望していきます。都市幹線道路である都市計画道路竹間沢・大井・勝瀬通り線は未来創造拠点をつなぐ南北の重要な道路であり、将来に向けて整備を進めていきます。

公園緑地ですが、(仮称)令和の森公園は子供から高齢者まで誰もが憩い・集い・楽しめる緑豊かな公園として整備を進めていきます。

76ページになります。防災・防犯は変わらないので、住環境及び生活環境整備の方針ということで、土地区画整理によって整備された地域では、住環境の維持・保全に努めます。比較的早い時期に開発された住宅地における道路などの問題については、さまざまな検討を行い、安全・安心のまちづくりに努めます。生活環境については、ごみのポイ捨てや路上喫煙、飼い犬のふんの放置等、快適な生活環境を守るため、定期的な環境調査の実施・情報公開に努めるとともに、三芳町をきれいにする条例の適正な運用、パトロール等の

強化・指導に努めます。

都市景観形成の方針ですが、トラスト保全第14号地などの自然景観を保全するとともに、この自然環境を活用した地域交流促進を図ります。市街地内に残された農地においては、貴重な緑空間として保全・活用し、良好な景観形成を目指します。住宅地についても、県の景観条例に基づいて都市景観の保全を図ってまいります。

公共施設等整備の方針につきましては、役場周辺を行政・文化・スポーツの総合拠点として施設整備を進めています。また、藤久保公民館周辺を未来創造拠点として施設の複合化と機能集約に努めます。

78ページは、藤久保地域の将来都市整備の方針図となります。

79ページ、竹間沢地域、現況が書かれています。下のほうでは、地域住民からの声ということで、都市計画道路の整備促進が必要である。竹間沢通りのバス路線の整備、道路幅の拡張、縁石の歩道の整備が必要である。昔ながらの環境を生かし、こぶしの里などの自然環境を保つ。通西の区画整理事業を進めるなどの声がいただいております。

80、81ページになりますが、地域カルテとして住民意向調査の結果等を載せさせていただいております。

82ページになりますが、将来の課題としましては、住宅と工業の共存と秩序ある土地利用、快適な生活のための都市整備、現況と課題を踏まえまして、竹間沢地域の都市づくりの将来目標につきましては、「豊かな自然を守り、活気ある産業と住宅、農地が共存し、調和のとれた地域」とさせていただいております。

涌き水が流れるこぶしの里や農地などの緑豊かな自然を守る中で、国道沿いを中心とした工業系施設が周辺の住宅地、農村風景と調和した都市づくりが目標となっております。

83ページになりますが、土地利用の方針につきましては、国道254号、463号、町道幹線22号線沿道等の工業地域では、住宅、工業施設、農地が共存できる環境づくりに努めます。将来に向けては、通西地区については、土地区画整理事業の事業化推進、企業誘致と雇用の創出を図ります。市街化調整区域については、住宅系将来検討区域として、法的要件等の条件が整った段階で面整備における柔軟な整備手法の検討を進めてまいります。

都市施設整備の方針ですが、公共交通につきましては、新たな公共交通の充実を図ることによって、安全・安心で便利な交通空間の創出を図ります。

道路につきましては、都市幹線道路である都市計画道路竹間沢・大井・勝瀬通り線、地域幹線道路である都市計画道路みずほ台駅西通り線及び針ヶ谷中央通線の2路線を沿道景観に配慮した整備を進め、地域の利便性、快適性の向上を図っていきます。

公園・緑地につきましては、竹間沢こぶしの里は、蛍が舞い、観賞者も年々ふえている状況や自然の散策路としても利用が多いことから、住民が快適で安全に利用できるよう整備を行い、適正な維持管理を図ってまいります。

防災・防犯の方針、防災のほうなのですが、竹間沢東地域では防災行政無線を設置し、地域における防災力向上を図ってまいります。

③-4、住環境及び生活環境整備の方針ですが、住環境については、住宅と工場、農地が共存する地域であることから、それぞれが共存・調和する良好な住環境形成に努めてまいります。

都市景観形成の方針につきましては、産業系施設などの建物の外観や植栽などを所有者の協力を求めなが

ら、県の景観条例に基づいて都市景観の形成を図ってまいります。

公共施設等整備の方針につきましては、歴史民俗資料館については、資料の収集・保存・展示を充実させるとともに、地域の歴史・文化の発信拠点として施設の充実を図ります。また、町内保育所の核となる第3保育所の施設の充実を図ります。

86ページには、竹間沢地域の将来都市整備の方針図が書かれております。

87ページになります。みよし台地域の現況となります。地域住民からの声としましては、自転車、歩行者が通りやすい道の整備を望む。通学路の歩道が狭い。ライフバスの拡充を望む。道路への看板や標識の設置を望むなどの声が上げられております。

88、89ページにつきましては、地域カルテとしまして、住民意向調査の結果等を載せさせていただいております。

90ページです。将来の課題につきましては、人口減少、空き家への対策、便利で楽しいまちづくりへの土地利用、快適な生活のための都市整備ということで課題を挙げさせていただいております。現況と課題を踏まえまして、みよし台地域の都市づくりの将来目標を「安全安心で利便性が高く、活気のある、暮らしやすい地域」、みずほ台駅に近く、整備された市街地の利便性と高層住宅を中心とした、人口密度の高い地域のコミュニティを大切にしたい安全・安心で暮らしやすい地域づくりが目標とさせていただいております。

都市施設整備の方針ですが、公共交通としまして、主要施設へのアクセス性が高い既存のバス補助路線の再編に努めるということになっております。

公園・緑地ですが、誰もが利用しやすい安全・安心な公園づくりに努めてまいります。

防災・防犯は、同じとなっておりますので、92ページ、住環境及び生活環境整備の方針としまして、土地区画整理事業が完了し、道路等の都市基盤施設も整備済みである。良好な住環境が形成されていることから、今後とも良好な住環境の維持を図ってまいります。また、地域内の空き家については、適正な管理に努めるとともに、空き家の有効活用による地域コミュニティの醸成と地域の活性化に取り組んでまいります。

生活環境については、ごみのポイ捨てや路上喫煙、飼い犬のふんの放置等、快適な生活環境を守るため、三芳町をきれいにする条例の適正な運用に努めます。

都市景観形成の方針ですが、既存の自然環境や公園の緑を維持・保全しながら、清潔で美しい市街地景観づくりに努めてまいります。

93ページには、みよし台地区の将来都市整備の方針図が載せられております。

最後、第3章になります。実現化の方策、94ページから97ページまでとなります。本マスタープランの実現化の方策ですが、将来都市像や景観と調和した歴史ある緑、景観と調和した暮らしやすく活力ある町や都市づくりの基本理念の実現に向けて、住民、事業者、行政の協働による連携と庁内での横断的連携の一層の強化、住民の意見を取り入れる機会を広く設け、地域主体のまちづくりを支援により目指します。

1番としましては、1、協働によるまちづくりということで、(1)、都市づくりの役割分担として、住民の役割、事業所の役割、行政の役割を記載させていただいております。

96ページに(2)、協働によるまちづくりの促進として、参画の機会づくり、情報提供についてを記載させていただいております。

また、2、まちづくりの推進体制としましては、(1)、庁内組織体制の充実、庁内の関係各部門が連携し

て総合的にこれに取り組めるよう、横断的な計画推進体制をつくってまいります。

(2)、近隣市町・国・県との連携・協力ということで、本計画の実現のために、各種関係機関との連携が必要不可欠となることから、周辺市町村、公共交通などの各種関係機関との連携や調整を図り、充実したまちづくりを進めます。

3としまして、マスタープランの進行管理を、目標や方針に基づきまちづくりの進捗状況を確認・評価しながら、必要に応じて見直し・改善を行うなど、計画の適切な進行管理を行います。おおむね10年を目安に定期的な見直しを、また総合計画の改定や社会情勢の変化などがあった場合には、随時見直しを行い、適正な進行管理を行っていきます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今、都市計画マスタープラン素案について説明をいただきました。この件については、先ほどもお話に出てきましたけれども、12月の定例会に議案として上程される予定でございますので、この件に関しましては、聞き漏らした点等ありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

2040年までの計画ということで、ほとんど載っているのが今までの人口というのがどこの地区でも、最近までの人口が何人という話しか載っていないのですけれども、都市マス自体が余りそういうふうなことはタッチしないかちょっとわからないのですが、最初のこの29ページの目標人口の推移と、またその人口動態、何歳以上が何人いるとか、自分はこの委員だったので、こちらの資料は持っているのですが、そちらのほうでは年齢による人口の推移も書いてありますけれども、それに対して各地区の目標みたいのは触れなくて構わないということなのか。例えばこれから藤久保拠点構想するに当たって、では藤久保の人口はどの程度にして、そのためにこの拠点をつくる必要があるというような、何かしらそういう人口動態についての目標みたいのは要らないものなのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（井田和宏君） 都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） お答えいたします。

この目標人口につきましては、一般的に入れてはいけないとか入れなければいけないというものではないのですが、一般的にこの20年間のうちの中間年次目標、今回この29ページに3万7,200人、それから目標を2040年、令和22年が3万4,500人という目標人口を掲げさせていただきました。この目標人口については、今細谷議員からお話があったように、恐らくこの資料の中に出ているものだと思います。

このまち・ひと・しごと創生人口ビジョンにつきましては、単純に推計値のものと、それから区画整理や面整備が行われるだろうと想定した部分の人口がふえる。なおかつそこで生まれ育った方が子供を生む、そういうものも加味された目標人口になっているはずなのです。ですから、実は総合計画、今第5次総合計画の後期見直しをやっているところだと思いますが、そちらのほうもこのビジョンを利用した推計をされているということなので、都市計画マスタープランでもそれを利用させていただいたと。

ご指摘の細かい地区別の目標、これについてはこのマスタープランでは、入れなければいけないとか入れられないとかということは、決まりは特にありませんが、他市町村、それから三芳町の従来のマスター

プランの中でも、町全体の目標という形で表記しているもので、今回も町全体の目標という形で目標人口を表記させていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

細谷議員に申し上げますけれども、余り内容に入り込まないように、聞き漏らした点等を中心をお願いします。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 三芳町都市計画マスタープランの予定になっているのですが、ちょっとよくわからない。パブコメの回答は10月30日でよろしいのでしょうか。間違っているのかな。その回答を得て、何かしらその改革とかそういうようなことをする時間が、策定委員会が28日なのですから、町の回答という意味ですか、町民ではなくて、済みません。そこら辺は教えてください。

○議長（井田和宏君） 都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） その辺説明させていただきます。

まず、町民に対してパブリックコメントを今現在進めているところなのですが、10月23日までの締め切りとなっております。その締め切りをもってパブリックコメント、質問、ご意見がもう出てきている部分も何件かあるのですが、その回答、住民に対する回答を10月30日までにする。その前に、この第4回策定委員会に回答の素案を事務局のほうでつくって、この策定検討委員会でもその内容についてもんでいただくという形で、その整理ができた段階の10月30日にホームページ上でそのご意見、ご質問に対する回答を掲載するという予定でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） 以上で協議事項2番、都市計画マスタープラン素案についてを終了いたします。

協議事項の途中ですが、休憩いたします。

(午前10時44分)

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前10時54分)

◎ネーミングライツについて

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行います。

協議事項3番、ネーミングライツについて説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 皆さん、おはようございます。政策推進室長の島田でございます。よろしく願いいたします。

本日は、第6次行政改革大綱の中で位置づけられています歳入の確保ということで、ネーミングライツの活用になります。導入に関するガイドラインの素案ができましたので、ご説明のほうをさせていただきたい

というふうに思います。本日、出席させていただいておりますのが、担当の主幹の富田と、あと担当の主任の細野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主任。

○政策推進室政策推進担当主任（細野良太君） 改めまして、政策推進室の細野と申します。着座にて失礼いたします。

本日は、ネーミングライツ制度の導入についてということで、ガイドラインの素案を作成させていただきました。ネーミングライツ、命名権の現状と本案の狙い、要綱等を説明させていただきます。

資料につきましては、資料1、ネーミングライツ制度の導入について、こちらの資料をごらんください。

1ページ目下のほうになりますが、以前より大規模スタジアム等でネーミングライツ等を行われておるところでございますが、近年のネーミングライツにつきましては、かなり細かなところに浸透しているところでございます。例示として6つほど出させていただいておりますが、例えば大阪府で行われている歩道橋へのネーミングライツ、こちら埼玉県内ではさいたま市などでも行われております。また、少々特殊な事例ですが、国際教養大学という大学では、教室に対してネーミングライツをつけているということも確認しております。

また、蕪崎市では、冠公演ということで、もともとこの施設のネーミングライツを持っている企業のほうで記念公演という形のものも行っております。また、横浜市におきましては、公衆トイレにネーミングライツを実施しておるところでございますが、こちらはトイレの管理に関する役務提供でネーミングライツを行っているという話を伺っております。

近隣ですと、新座市におきましては、道路に対してネーミングライツを行っている。県内ですと、このほかに戸田市ですとか北本市でも実施があるというふうに伺っております。三重県桑名市におきましては、公園にネーミングライツを行っておりますが、ここのコミュニティパークにおきましては、そこまで大規模でない公園ではあるのですが、そういったところでも行われている状況でございます。

1ページめくっていただきまして、こちらネーミングライツ検討の位置づけについて説明させていただきます。こちら第6次行政改革大綱におきまして、基本方針1、歳入の増進・歳出削減による財務指標の即効的改善の中で、企業誘致・留置の促進を初めとした歳入の確保というところが位置づけられております。その中で新たな広告等収入の確保を目指しておるところでございますが、この中で命名権、ネーミングライツの活用を目指すことを位置づけております。

また、収入の確保につきましては、第5次総合計画におきましても緊急重点プロジェクトの一環として考えているところでございます。このネーミングライツの事業の実施によりまして、財源の確保及び地域活性化を目指していきたいと考えております。

ネーミングライツで地域活性化というと、なかなかお聞きなじみがないところですが、もともとネーミングライツのメリットといたしましては、自治体の自主財源の確保、施設運営の安定化、企業による広告媒体としての価値や社会貢献性を示す企業イメージの向上、CSRと呼ばれることが多いのですが、そういったところがメリットとして挙げられるところですが、これにつきましては小さな町でありますので、メディア露出等の機会が少ないところもございまして、なかなか広告価値が低くなってしまいます。企業側のメリットが

さほど大きくないのではないかというような懸念がございました。その中でネーミングライツと合わせてパートナーとなる企業と新たな取り組みを実施してはどうかと考えることにさせていただきました。

続いてのページに入りまして、今回のネーミングライツのガイドラインの案として、このような特徴を設けさせていただいたというところがございます。1つは、特定募集方式と提案募集方式という2方式での募集の方法でございます。特定募集と呼ばれるものにつきましては、町が施設や事業を選定しまして公募を行うものでございます。

もう一方、提案募集方式につきましては、団体等の提案を広く募集するもの、ある程度対象事業等を提示いたしまして、その中から団体の提案を公募していく、そういった方式になってまいります。

そして、もう一つの特徴といたしまして、企業タイアップを可能にしようというところがございます。第3条のパートナーメリットのうちに記載をさせていただいたのと、第4条におきまして導入対象施設等として、タイアップにおいて基幹となるべき施設及び事業であることと記載をさせていただいております。このタイアップが可能になることによりまして、自治体、町と企業の協働した取り組みを広報しやすいという側面がございまして、これによってメディアに取り上げられる可能性が上がるのではないかというふうに考えております。そのことによって宣伝効果が高まりまして、三芳町と組む価値が上がる、組みたいと思っただけの取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

また、ネーミングライツにつきましては、先行事例がその他の自治体でございますので、想定される課題への対応も考えさせていただいております。

まず、住民や利用者の合意がないと反対運動が起こり得るというところも聞いておりまして、こちらについては意見聴取を義務づける形にさせていただいております。

また、指定管理者のある施設につきましては、優先交渉権を付与させていただくことと、ネーミングライツに手を挙げなかったとしても意見の聴取をすることとして、そういった文言も記載させていただいております。

また、ネーミングライツパートナーとなり得る企業が倒産あるいは不祥事を起こした場合については、契約解除条項についても記載をさせていただいております。

愛称を命名権によってつけることによりまして、どこにあるか場所がわからないというような意見もございましたので、審査の中で愛称に地名を含むかどうかということについても審査の条件として含むことにさせていただいております。

また、短期間で名称が変わってしまうことで、愛称が浸透しない可能性もあるのではないかというような指摘ございまして、そこにつきましては原則このネーミングライツについては5年以上の契約とさせていただくことを指定させていただいております。

また、名称変更によりまして、看板等を変更しなければならないところではありますが、この負担については、主にハード面の費用負担につきましては、ネーミングライツパートナーが行うこととして記載をさせていただいております。

続いてのページに参ります。これらのネーミングライツの内容につきましては、広告選定委員会で審議をさせていただくこととさせていただいております。こちらは有料広告物取扱要綱と広告選定委員会設置規程、こちら2つ既にございますので、こちらネーミングライツの本案のところに関連して改正をさせていただ

きたいと考えております。この中でネーミングライツに係る応募内容、審議する事務を付加させていただく予定でおります。

こちらネーミングライツの審議の際におきましては、副町長を委員長として、そのほか課長5名と対象となる施設等を所管する課長を含めて最大7人で審議をしたいと考えております。

この後、資料2、三芳町ネーミングライツ導入に関するガイドラインにつきまして、この案を近日中にパブリックコメントを募集する予定でございます。

引き続き、資料2、三芳町ネーミングライツ導入に関するガイドラインについて説明をさせていただきます。

こちらガイドラインにつきましては、町の所有する施設並びに町の実施する事業等につきまして、ネーミングライツの円滑な導入を図りまして、地域活性化につながる取り組みを行おうとする、そういった趣旨のものでございます。

ネーミングライツにつきましては、第2条に記載をさせていただいておりますが、企業名、商品名等を冠した愛称を付与できる権利を与えるとともに、権利を取得した者（ネーミングライツパートナー）がその対価となる金額を支払いながらタイアップを行いまして、地域貢献等に取り組んでいく制度とさせていただきたいと考えております。

また、対価となる金額につきましては、基本的に施設及び事業等の運営及び管理並びに利用者のサービス向上に充てることとしまして、このほかに地域貢献等に取り組むということにさせていただいております。

ただし、条例上の施設及び事業等の名称変更は行いません。町議会におきましても条例上の施設及び事業名を用いてお話をさせていただきます。

パートナーメリットについて第3条に記載をさせていただいております。こちらはパートナーメリットを付与する場合は、第3条第2項に記載しております内容を例といたしまして、パートナーと協議をして決定していくというふうに考えております。

続いてのページで第4条、導入対象施設等について記載させていただいております。導入対象施設等につきましては、愛称を付与することが適当でない施設及び事業、例えば町役場の庁舎だったり学校等につきましては、本ガイドラインの対象とはしておりません。基本的には、1号から3号に記載されている内容、こちらの施設等が対象になってくるというふうに考えております。

続いて、第5条で応募資格について記載させていただいております。この第2項におきまして、ネーミングライツパートナーとしての契約を更新する際においては、ネーミングライツパートナーとなった者が次回契約時に優先交渉権を持つものとしております。また、指定管理者制度を導入している施設においては、指定管理者が優先交渉権が付与されることになっております。

続いて、第6条におきまして愛称の条件を設定しておりますところでございます。

第7条につきましては、契約期間といたしまして、原則として5年以上とさせていただいております。ただし、指定管理者制度を導入している場合におきましては、指定管理期間等を考慮して期間を設定することとさせていただいております。

続いて、導入の手続について第8条で記載をさせていただいております。先ほど説明をいたしました特定募集方式及び提案募集方式の順序について記載をさせていただいております。

そこから、第9条では募集方法について、原則として愛称の使用開始予定日より6カ月前に募集を行うとさせていただきます。

続いて、第10条におきまして、命名権料及び費用負担について記載させていただきます。特定募集方式の場合におきましては、当町のほうで金額を設定いたしまして、他自治体事例等を参考といたしまして、目安となる金額を提示することとしております。提案募集方式の場合は、原則としては金額の提示はございませんが、特定募集方式の例に準じて、妥当性を判断して決定していきたいと考えております。

名称変更に伴う費用負担については、町は、町が発行するチラシ、パンフレット、封筒等の印刷物、町ホームページ等での表記の変更を行いまして、ネーミングライツパートナーにおいては看板、施設ホームページの表記変更、新規看板等の設置及び契約期間終了後の原状回復を行うものとさせていただきます。

続いてのページにおいて審査方法及び審査基準を記載させていただきます。三芳町有料広告物取扱要綱の第6条に規定する広告宣伝委員会において、公募に対する応募内容の審査を行うこととさせていただきます。こちら仮に応募者が1者であった場合におきましても、選定委員会は開催し、ネーミングライツパートナーとしての適否を決定するものとさせていただきます。

続いて、第12条におきまして、意見聴取及び報告について記載させていただきます。こちらネーミングライツの導入に当たりましては、関係者及び住民、議会への意見聴取及び報告を行うこととさせていただきます。関係者へのヒアリング及び町ホームページ等での意見募集、地元説明会、利用者アンケート、有識者への意見聴取等、施設及び事業等の性質や利用者の範囲などに合わせて1つ以上行うこととさせていただきます。また、議会に対しましては、進捗に応じて適切な方法で報告を行うこととさせていただきます。

続いて、第13条におきまして、契約締結及び公表について規定をさせていただきます。ネーミングライツパートナーにおいては、契約開始日の属する年度内に命名権料の全額を納入するか、または契約期間中の各年度内に命名権料を契約年数で割った額を納入することとさせていただきます。

第14条におきまして、指定管理者との関係を記載させていただきます。指定管理者導入施設においては、ネーミングライツ導入に関して指定管理者から意見を聴取し、導入の可否を決定することとさせていただきます。また、ネーミングライツパートナーが導入された際には、三者が相互に協力して良好な関係を保持するよう努めるものとさせていただきます。

第15条におきましては、契約解除について記載させていただきます。こちらは原則としては契約を解除することはできないのですが、ネーミングライツパートナーの事情または瑕疵による契約解除を行うことができるというふうにさせていただきます。こちらの場合、事情または瑕疵がある場合につきましては、原状回復に係る費用については、ネーミングライツパートナーが負担するものとし、そのほか災害等その他不可抗力のときにつきましては、ネーミングライツパートナーに対し未履行分についての日割り計算を行い、返還をすることとさせていただきます。

第16条においては契約期間の満了について記載させていただきます。第17条では、秘密の保持について記載をさせていただきます。

以上が今回のネーミングライツ導入に関する説明となっております。こちらで説明は以上とさせていただきます。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今、ネーミングライツについて説明をいただきました。ご質問があればお受けをいたします。挙手にてお願いいたします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ガイドラインで、これはまだ素案ということなのですか。第5条の応募資格があります。まず、(6)の政治性ということで、政治性というのはどういうことなのか説明いただければと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

余りないと思うのですが、党名であるとかそういうことに関することはできない。党名です。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊池議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

人によって解釈が違うのはまずいと思うので、そういうのをしっかり規定するためのガイドラインだと思うのです。であれば、何法に基づく何とかという形をなぜとらないのか、政治性という曖昧なところをなぜ残すのか聞きたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この辺につきましては、ご意見いただいたとおり、何々法による何条というふうに書いたほうがいいとは考えていますが、今のところはこの広告選定委員会のほうで決めていければいいなというふうに考えておりますが、今ご意見いただきましたので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

選定委員会がというと、その委員によって判断が違うというのも困る問題なので、あわせて公職にある者というのも、例えば公職選挙法に規定する者とか、利得あつせん何とかそういうのがありますよね。そういうもので規定するものというのをちゃんと明記すべきだと思うのです。でないと、何がよくて何がだめなのかというのがはっきりしないし、この人はよくてこの人はだめだとなると、そこら辺で公平・不公平というのが出てくるので、ルールはしっかり決めるべきだと思うのです。どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

確かにそのとおりでございまして、人によって意見が分かれたり曖昧になったりしてはいけないというふうに考えますので、その辺もちょっと精査をしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あわせて、公職にある者が役員を務めるもの、この役員にしても範囲がどこまでなのかというのがわからないので、こちら辺もしっかりすべきだと思います。自分は役員になっていないけれども、実質的な役員だということもあろうかと思いますが、特に政治性にかかわるものは多いかと思うのです。そういうところをしっかりとルールづくりをすべきだと思うのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

その辺も他自治体の事例に基づいて精査をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

最後の質問なのですが、これでどれくらいの歳入を見込みますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

実はまだ歳入のほうの見込みは出ていないのですが、例えば本庄市の野球場なんかは201万円……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（島田高志君） 野球場はないのですが、道路だったら年間20万ぐらいというふうになっていますが、私がちょっとここで幾らというふうには言えないのですが、100万程度いただければというふうには考えています。これから広告選定委員会で考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これは、命名権を得た企業というのは、その命名について全くお任せしてしまうのか、あるいはその名称を決めるに当たって、町も関与できるのかお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

もちろん企業任せだけではなく、町も関与しないと、もしかしたらふさわしくない名称になる可能性もありますので、委員会のほうで精査をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

このガイドラインというのは、このまま上程される予定なのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 先ほど説明の際にもありましたとおり、一度パブリックコメントをかせかせていただいて、住民に周知したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 何かというと、中身突っ込んで聞いていいのか悪いのか、問題はそこなのです。

○議長（井田和宏君） 今の段階では大丈夫だと思っております。

山口議員。

○議員（山口正史君） それでは伺います。

まず、ネーミングライツを、権利いろいろ与えるのだからけれども、第1条、町の所有する施設並びに町の実施する事業等になっているのです。施設はわかるのですけれども、事業、例えば何とか補助金が企業の名前がついた補助金になるとか、そういうことまでなぜ許すのか。事業にネーミングライツを与えるという意味がよくわからないのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

うちのほうで想定をしているのが、例えば資料の1にあります韮崎市の公演であるとか、そういうことを想定はしております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） いわゆるハード的なものはわかるのです。公演は事業ではないですよ。なぜここで事業と入れたのか。例えば産業祭が何とか……企業の名前入った祭りになってみたり、事業だとそういうことも起こり得るわけです。事業をなぜ入れたのかと伺っているのです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

産業祭等に入れるかどうかというのは、もちろん実行委員会の判断になるというふうに考えていますけれども、例えばうちのほうでネーミングライツと名がつくものは何がやっているのかというふうに判断したときに、入間東部地区の駅伝競走大会がありまして、そこをネーミングライツを使ってやっていますので、それに基づいて事業という形で入れさせていただいたと、事業につきましても何らかの補助ができればなというふうに考えて入れさせていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 最終的にはその委員会で決定するということになるのでしょうかけれども、そうすると町のほうが好ましくないような、例えばみよしまつりを企業の名前を入れた祭りになってしまうとか、それで委員会を通過してしまったらそれでやるということなのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

広告選定委員会もそうですけれども、みよしまつりであれば当然実行委員会がありますので、その辺で提案を受けられるのかどうかというのは精査をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） あくまでも精査をするのは町ではないですよ。だから、そこで通ってしまえば、

町としてはよしとするということによろしいのですか。これ本名議員の質問にも絡むと思うのですが、町がどこまで絡めるのかと、このガイドライン見るとわからないのです。だから、広告選定委員会だろうが、実行委員会であろうが何であろうがいいですけれども、そこで通ってしまったら町はもう口出せないということになるのですか。住民との意見どうのこうのとありますけれども、そういうものを通してしまったら、町は口は出さないということになるというふうには読めないのですよ、このガイドライン。それでいいのですかということです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

町は口を出せないかということ、実際広告選定委員会なんか町職員の職員が行っているというのはあると思いますので、そこで当然意見等は出してくれるというふうに思っていますので、町の意見も通るのではないかとこのように思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 意見としては出るかもしれませんが、決定権はないということですね。

次に、第6条なのですが、第6条の4号のク、暴力団等となっているのですが、暴力団の規定がないのです。これ指定広域暴力団のことを指しているのか、何指しているのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） このクに書いてある暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律となっていますが、これは法の名称になっていますので、そこで含まれるというふうに考えています。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） この暴力団等というのはかなり最近問題になっていて、それで銀行協会でも暴力団等の規定きちっとしているのです。そういうのをぜひ参考にして決められたほうがいいと思います。

それから次に、意見及び報告第12条、ここにおいて関係者へのヒアリングだとか住民の地元説明会だとか利用者アンケートとか載っていますが、これ主語がないのです。町がやるのか、そのネーミングライツをとった後の企業がやるのか、とる前の企業がやるのか、これ主語がないのですけれども、これ主語は何ですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） まず、暴力団に関してはいろんな規定があるということで、ちょっとこの辺は精査をさせていただきます。

あと、ヒアリング等に関しては、当然町がやるというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） これから次にどうなっていくのかわかりませんが、この12条においては主語がないのですよね、町という。もしそういうおつもりなら、町はというのを入れないと、このガイドラインとしては不備になります。検討をお願いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 検討いたします。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まず、先ほどもあったと思うのですが、どういう事業に出すのか、町の事業ですね。例えば産業祭とかみよしまつり、各実行委員会に対して町は補助金を出している事業というのもあると思うのですが、まず確認ですが、そういうのも対象になると今想定しているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

現在のところは対象にはしていないということになります。基本的には、実行委員会があるところ、産業祭であるとかみよしまつりだとか、その辺のことは対象にはなっていないというふうに考えます。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、町独自で、町が全額負担して行っている事業に対してのネーミングライツ、これは事業ですが、ということよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 今ここで出すのはそう考えます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

まず1つは、これに対しての町の支出というのは全くないのか、その辺はどうなのか伺います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

支出というのは、人件費は出ると思うのですが、特にないというふうに考えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これ新たな広告等収入の確保とありますので、その応募されたところが広告料を払っていくと思うのですが、やっぱり町内でも本当に広告料が払えない、そこまでできない、気持ちはあってもそれができないところがたくさんあると思うのです。そうするとやっぱり町内のそういった業者に対しての公平性というのは、私は保てないと思うのですが、その辺はどう考えますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

基本的には、特定型であれば、この施設に対して募集をしてくださいというふうになって、できないのであれば申しわけないけれども、提案のほうはできないと。あと、提案型につきましては、こういう提案があるのだけれども、どうですかというふうにはありますので、特に企業に負担をかけるという形にはならないというふうに考えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） あと、地域活性化とありますけれども、この地域活性化、そこをこれをネーミングライツをしたことによって、その応募されたところの企業に対しては活性化するのかなと思うのですけれども、この辺はどういった活性化なのかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

企業側のメリットとしましては、企業名とかグラウンド、施設の愛称にすることによって知名度を上げるということが出来ます。それによって三芳町のほうでこういうことをやっているのだよというふうな形で、愛称であれば通常広告であるとか広報であるとかで使われていて、住民のほうに根づくのではないかとこのように考えます。

公共事業に参加するという事で、ブランドのイメージの向上もあるというふうに考えて、地域の活性化というか、自主財源を確保して、円滑にそれ以降のその施設等が運営できればなというふうには考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほども言ったように、応募されたところについては活性化するのかなと思うのですけれども、再度ですけれども、住民への活性化というのは、その辺はどのようにあらわれるかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

住民に対してのメリットというのは、やはりこの広告をもらうことで、やっぱりその施設等が運営がしやすくなると、財源の確保ができて、例えばその後の修繕であるとか維持補修に関して財源ができるということは、住民にもメリットがあるのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そういうことならば、余計やっぱりこれに応募できないところの、もっと小さいところというのはそういう恩恵を受けないわけですから、そういった公平性が、町がそういうことをしていくということになるのではないのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） これはライツですので、権利ですので、権利を買わないというのはその企業の判断になりますので、公平性というか、企業がそこで判断をしていただいて、貢献していただけるかいただけないかというのをその企業が判断できるということになっていきますので、特に公平性という形ではないのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

先ほどちょっと予想外の答えで忘れてしまっていたのですが、政策推進室のほうで、現在、藤久保地域拠点施設の基本計画や総合計画の見直しとか、あとはずっと言われている新しい公共交通の政策等も行って、かなり忙しいと思うのですが、まず今回、このネーミングライツというのは、多分恐らく当初の施政方針とか総合計画のほうにもなかったと思うのですが、これいつ話が上がってきた事業なのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

第6次の行革大綱の中で、先ほど言いましたけれども、歳入の確保というところで、アクションプランがありまして、そこでネーミングライツが出ております。ここ2年ぐらいは研究をしていたところでございまして、埼玉県内でもネーミングライツが広がってきたということで、ガイドラインを作成したいと。あと、ここで体育館のほうの指定管理がかわるというところの機会がありますので、そのタイミングで変えたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。

あと、先ほどガイドラインの第4条のほうで、愛称を付すことが適当でない施設及び事業等で、町役場庁舎及び学校等とありますけれども、やはり人が大勢来るところ、当然効果があるところと考えると、ほかに図書館や公民館ぐらいなのかなと、もしくはふれあいセンターという感じになるのですが、例えば図書館や公民館は施設に入るという想定ですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

なかなか図書館はやっているところはないと思うのですが、図書館も入るというふうには考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。

では、図書館はあるということで、では公民館が例えばある場合に、ある企業が、例えば竹間沢公民館だけにこういったものを提供したいと、ネーミングライツを買うために、そうすると竹間沢公民館の運営費、いつも町が負担している分は、その分削られて、3つの公民館公平にするのか、それとも竹間沢公民館はネーミングライツで買われたのだから、プラスアルファがあると考えていいのか、そういったところの公民館が、同じ公共施設が3つある場合とかの公平性というのはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その場合ですと、例えば3つあるうちの1館だけ対象とするということですと、基本的には、その館だけに対してのネーミングライツの手数料を充てるというのは基本的にほかの自治体もやっているということになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

先ほどネーミングライツで得た歳入をその施設の運営とか修繕とかに充てるというお話ありましたよね。これ財務課と確認していますか。特定財源にするつもりなのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

広告運営委員会には財務課は入っておりますので、一応その辺の話は、まだちょっと詰めている段階でございます。基本的には、特定財源で進めているところが多いということなので、その辺についてもまたちょっと話をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 一般財源にしてしまうと、これは特定の施設だけに使うという形でプールはできないはずなのです。これを特定財源に、先ほどのお話ですと、これから詰めていくということは、方向性としては特定財源にするということを進めていくということによろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

政策推進室としては特定財源の方向で進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

指定管理ということで先ほど出ていたと思うのですが、幾つかここにも出てくるのですが、例えば体育館や文化会館、今の指定管理者が今のままの場合は変わらないけれども、次にかわったときには、例えば変わる可能性があるということですよ。そうすると、それはまた次の期間の5年ごとに、例えばコピスが違う名前になっていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

指定管理については5年ということで、その指定管理者がかわれば変わる可能性はあります。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 今までコピスということで町民の皆さんにも親しまれてきて、ずっと今やってきたと思うのですが、それが5年ごとに変わるということに関して、町はその町民の皆さんというか、町はそれに関してどのように考えているのでしょうか。それでも別に問題はないというふうに思っているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

コピスに関しましては、これは愛称なのかというところがあるのですが、施設は文化会館というのが多分

名称だと思うのですが、特にコピスみよしというのがかなり根づいていますので、今のところは対象施設とはしない予定ではあります。文化会館についてはそれはしないのですが、体育館については行っていいかなというふうに今考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 導入に関するガイドラインの5条のネーミングライツ交渉権の応募資格を有する者は、次に掲げる条件のいずれにも該当しない事業者となっておりますが、9番のその他ネーミングライツパートナーとして適当でないと町長が認めるものと、町長が認めるかどうかは応募する前にはわからないのではないのでしょうか。応募してから町長がだめだというならわかるのですけれども、応募資格を有するものかどうかという判断は、応募する前に町長が独自に行って何かやるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 特に応募前に町長が何かをやるというわけではございませんが、一応ガイドラインなものですから、その他として適当でないものというところの条項も外せないという形でこれをつけさせていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

それでは、応募してからではなくて、気に食わなければというか、適当ではないと判断されれば、応募資格はありませんよという文章なのか。誰でも応募してよくて、応募してからやはりちょっと適当ではないのではないかというので落ちるのだったらわかるのですけれども、応募する条件として、先に認めるものと言われても判断が難しいのではないのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

応募する際には、うちのほうに相談は来るとは思うので、そこで一緒にお話はしていきたいというふうには思っていますので、その中で判断するというふうには考えています。

基本的には、この条項を上げさせていただいて、適宜自分のところで判断していただくという形になりますが、それが難しいということであれば、うちのほうに相談して、その中で判断していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 6条のケのその他愛称として適当でないと町長が認めるものと、こちらでも書いてあるのですが、先にネーミングライツパートナーとして契約した後に、例えば企業の商品名等が町長が適当ではないと認めた場合は、契約がなくなるのか、商品名ではない名前にしてくれと言われてもしないでしょうけれども、そこら辺の判断というのはどういう感じ、先にそういうものを含めてパートナーとして、まず商品名、どういう名前にするのか先にわかっていて契約していただいたらわかるのですけれども、もうパートナーとなったものとはなっていて、その後に対象施設の愛称をパートナーが決めていいのですよと、時系列で

いけばそうなるのかもしれませんが、そうなったときに、この名前ではだめですよというふうに、県の条項を出した場合は、契約自体はそれでは困るよとか、そういう可能性もあるのではないかと思います、先にそういう交渉をしたほうがいいというわけではない、この条項になっているのはどういうわけかということを知りたい。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

確かにこのなったものとは書かれている文言のところは、ちょっと調整する必要があるかなというふうに考えています。なる前にその辺の審査等はしていきたいというふうには思いますので、ここの条項はちょっと見直したいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

先ほど第6次行政改革大綱の中で2年ほど検討されてきて、今日に至ってのこの内容であることはお伺いいたしましたが、パブリックコメントを行って、本会議でもこのようにさまざまな意見は出ておりますが、パブリックコメントでさまざまな意見が出たとしても、それを酌み取り検討するが、このこと自体は実行していくという方向でよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

パブリックコメントでいろいろな意見を出していただいて、このネーミングライツについては推進をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） そうしますと、その実施予定期日はどのくらいになりますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には来年度からを予定したいというふうに思っています。

○議長（井田和宏君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

さっき、町の実施する事業とあったのですが、これというのは議会のほうはどうなるのですか。

補足すると、例えば今度定例会があります。正式名称は、令和元年第6回三芳町議会定例会、これもネーミングライツの対象になってしまうの。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

お答えちょっと難しいのですが、基本的にはならないというふうには考えています。それがふさわ

しいのかというと、ふさわしくないのではないのかなというふうに、ちょっと委員会等には諮ってはいませんが、ふさわしくない条項なのではないのかなというふうに考えて、その辺のことに對して、議会等に関しては対象にはならないというふうには考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ガイドラインとしてそういうのはしっかり書いていただかないと困るなというのと、あと定例会はそうなのですけども、例えば議会で議会報告会とかやっています。あと、町のほうでも懇話会とかやっていますけれども、そういうのも対象になるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

まちづくり懇話会が対象になるかというような話でよろしいですか。事業としては成り立っていますが、その辺はちょっと、今個々の事業の対象かと言われると非常に答えに窮するところがございますので、その辺もちょっと精査をさせていただいて、今後考えたいというふうに思いますが、今のところは対象にはならないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ガイドラインという素案ができていますので、今度、この出してもらって、ガイドラインが効力を発揮する前に説明とかそういうのはあるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ガイドラインが素案なのですけども、パブコメを終えた段階では一度説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（井田和宏君） ほかに。

久保委員。

○議員（久保健二君） 久保です。

1点だけ確認なのですけども、今回協議事項をまず見た時点で、どこかネーミングを変えたいというか、このネーミングライツを導入して変更したいところがあるからこのような協議事項というか、出されたのかなというふうにちょっと感じたのです。まず、そのようなお話が今まで他企業からあったりしたのかというのを伺いたいのと、あと先ほどから、今回これを見せていただいて、他の自治体なんか見ると、大体施設の名称をやはりネーミングライツを導入して変えているところが多いかと思うのですけれども、今回、事業ということもあったので、今回、これ協議事項に上げたきっかけとして、どのようなところが担当課で対象に上げられて、このようなものを今回出されたのか、その辺をお伺いできればと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

まず、1つ目は、そういう要請があったのかという話ですけれども、特に企業からはネーミングライツの希望があったわけではございません。

ここで、ちょっと体育館と文化会館の指定管理がかわるということで、これはちょっといいタイミングかなというところで導入をさせていただきました。

ほかの事業に関しては、先ほど冠事業みたいなので、蕪崎市のとかあったものですから、あとはスポーツ系のイベント等で何かできればなということで、事業を入れさせていただいたということです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） このネーミングライツを導入して、実際にネーミング変更しているところなんかを見ると、例えばこの近隣だと大宮公園サッカー場ですか、そちらがナックファイブスタジアムだとか、あと東京スタジアムでしたか、それが味の素に変わったりだとか、Z O Z Oタウンにマリンスタージアムが変わったりという大きいそういった、先ほどもちょっと室長のほうからお話しありましたとおり、そういう球場だとか競技場とかがあるところはそれなりの収入を得られるということでやっている自治体は多いかと思うのですが、ちょっと見渡したところ、この三芳町でどこがその対象になるような施設があるのかなというふうに感じるのです。実際に、対象として挙げられる施設がもしありましたら、お伺いできればなと思うのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 今、具体的な施設とすれば、体育館を想定をしているところですが、まだどこかと決まったわけではありませんけれども、例えば通りであるとかその辺についても新座市のほうで行っている通りであるとかのほうについても考えていきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

15条に契約の解除というのがありますが、これ解除できないと、原則としてはできないとなっているのですが、この契約期間中、対象の企業、ネーミングライツを持った企業の財務状況というのは確認されるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

現段階では財務状況のほうは確認することにはなっておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうしますと、ある日突然倒産した場合には、当然原状回復もしないでしょうし、この支払いの条件見ると、期間中、5年間なら5年の原則の期間中を全納というか、全期間納入するか、あるいは年度ごとにも選べるわけですね。そうすると、ある状況において突然倒産されたら、契約もへったくれもそれはなくなる

としても、原状回復すら町が持たなければいけないという状況が起こり得ると、それに対して何にも財務状況も確認しないということであれば、いつ来るかわからないということになると思うので、非常にまずいと思うのです。

先ほどからいろいろ意見があるのですが、ネーミングライツそのものよりも、このガイドラインそのものが全然検討不足だと思うのです。いろんな質問が出て答えられない。でも、どうも室長の中には体育館しか頭がなくて、それ以外はないだろうという前提のもとにつくられている。ところが、実際にはガイドラインというのは、これはひとり歩きますから、縛りをかけない限り何でもありになるわけです。その辺が全部すっぽ抜けているような気がするので、これパブリックコメントを上げる前に徹底的にチェックをかけて、必要なところはもう一回見直して、規定づくり直すとかやってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

ご指摘を受けましたので、後刻、選定委員会でもう一度検討したいというふうには思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほど来皆さんからも質問出ているところなのですが、議会はという話もありましたし、あるいは公民館とか、町の施設として、あるいは町としてやはりふさわしくない施設、事業、あるいは名称というのはあると思うのです。それで、私最初に、名称については町でも関与できるのかというふうにお聞きしたのですが、民間が冠事業であったり施設に名前つけたり、それは民間は自由ですが、やはり公共施設というのは、もうちょっと慎重にやるべきかなというふうに思います。例えば図書館、公民館というお話も出ましたけれども、それはもう図書館、公民館、それだけでも町の公の施設であるという、みんなが使える施設であるということが理解できるわけですが、そこで全く違う名称がついてしまったら、非常にどうかなと思うのです。ですから、それがやっぱり選定委員会だけで決めてしまうというのは、やはり問題かなと、もうちょっとチェック機能というか、何かしらのブレーキというのかチェックが必要かなと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

図書館、公民館等は対象の施設ではありますが、ネーミングライツとしての魅力があるかというところが一つあると思います。大きく図書館とは関係ないネーミングだとかに変わるのは確かにふさわしくないというふうに考えますので、その辺はそういうふうにならないようにやっていきたいというふうには思っています。

チェック機能につきましては、当然働かせていきたいというふうに思います。広告選定委員会だけではなく、ここにも書いてありますので、意見聴取だとかをして、議会のほうにも必要に応じて適切な報告はしなくてはならないというふうに書いてありますので、その辺はしっかりしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

こちらのほうの通常の広告についての審議はとなっておりますが、通常の広告以外の審議というのがあるのか。先ほど町長の拒否権みたいのが大分多かったような気がするのですが、もしあれだったら最初からこの委員会に入れてしまえば、そのときにだめだとかいうのがわかっていいような気がするのですが、どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 具体的にどこかわかりますか。通常のというのは。

○議員（細谷光弘君） 通常の広告についての審議はと書いてあるのですけれども、通常ではない広告というのがまたあって、またそれを誰かが決める権利があって、何かするという意味なのか、どういう意味なのでしょうかとということです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

例えば封筒の広告であるとか、庁用車の広告、あと1階にありますテレビの広告なんかにつきましては、通常の広告として広告選定委員会のほうでやっております。ネーミングライツにつきましては、このメンバーでやるのですが、一番上を副町長とさせていただいて、施設を所管する課長を含めて審議するという形になっていますので、例えばネーミングライツにつきましては、広告選定委員会なのですが、プラスというふうになります。

通常の広告につきましては、ネーミングライツは入っていないという形になります。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） では、通常の広告とネーミングライツの2種類という意味ですね。済みません。わかりました。

あと、さっき山口議員の質問で調べないのかというようなお話がありましたけれども、地方自治法の167条4号の規定によって、入札者の資格というのは町で調べるようになっていっていると思うのですが、そちらのほうで、調べないと言っていましたけれども、調べるという意味でよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

うちのほうにつきましても、指定管理等であれば、もうそこで財務状況等は調べているというふうに考えますので、それはそのまま有効に使っていきたいというふうに考えますが、ほかの状況におきましても審査の段階で調べてはいきたいというふうにしていこうかなと、今ちょっと思ったところでございますので、考えます。

地方自治法の167条の4につきましては、ちょっとごめんなさい。この中身が今わからないので、ちょっとその辺は調べさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園議員。

桃園です。パブリックコメントのことにに関してなのですが、私もこのネーミングライツがどのようなところに活用されるのかというそういう具体的なイメージにおいて、住民の皆さんが今お話も幾つか出たように、事業と言われたときのイメージがどう映るのかなというのが心配と感じています。パブリックコメントをいただくのであれば、やはりその配布された側がイメージが湧くような文面をつくっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

事業につきましては、もう少し詳しく書いていきたいというふうに考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） 以上でネーミングライツについて終了いたします。

ありがとうございました。

暫時休憩します。

(午前 11時58分)

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(正 午)

○議長（井田和宏君） 協議事項の途中ですが、昼食のため休憩いたします。

(正 午)

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 1時10分)

◎台風19号に伴う災害対策概要

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行います。

協議事項の4番、台風19号に伴う災害対策概要について説明を求めます。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） それでは、10月12日、台風19号が上陸しまして、その関係の本日10月15日午前10時現在の被害のほうのご報告をさせていただきたいと思います。

まず、今回の台風、所沢のアメダスですけれども、1時間降水量で最大で50ミリ、24時間降水量で342ミリ、瞬間最大風速は13.8メートルということで、2年前の台風21号の雨よりも降水量は多かったということです。ただ、風が去年の24号は32.4メートルだったので、風がそんなに強く吹かなかったというような台風でございました。

時系列でいろいろ羅列はされておりますけれども、今回の台風対策について、いつもと違うパターンとい

ところが、まず自主避難所の開設をやはり検討しなければいけなかったということで、10月11日の金曜日に、住民の方からもいろいろと避難所の問い合わせ等もございました。まず、公民館長、行政区の区長に避難所開設の可能性があることは既に連絡をしておきまして、庁内の台風19号対策検討会議というものを災害対策本部員に集まっておきまして、会議を行いました。主な台風の概要、それから自主避難所の設置をしたいということで、どこに設置をしたらいいかというような協議、それから職員の体制の確認をさせていただきました。

この中で、住民の方からの問い合わせ等にもありました、やはり木造は心配だということで、RCでなければ私は行かないというような住民もいまして、基本的には自主避難所は公民館3館という形で設置することに決まりました。

10月12日の台風の当日になるのですけれども、警報等が早い時間から発令されていたのですけれども、9時に私たち災害対策グループの町長、副町長、課長、避難所班の班長、救助班の班長が集まりまして、自主避難所を開設したというところでございます。

当然、その後、もう倒木の対応であったり土のうの配布、道路冠水の被害が寄せられましたので、そのような対応をしつつ、10時に災害対策グループの職員が二十七、八名集まりまして、それから対応をしていったというような形でございます。

感覚としては通常の台風対応というような形でございましたが、その中でもやはり自主避難所の問い合わせは報道等が多かったのでございました。ここで問題になったのは、ペットです。避難をペットと同行したいのですけれども、どうしたらいいか。同行というか、どちらかというと一緒に避難したいというので、同行だと別の場所という形なので、同じ部屋に避難をしたいというような方であったり、建物の中にペットを入れてくれというような要望が非常に強く、ただ公民館は基本的にペットというか動物は不可なので、基本的には公民館の外の雨風しのげるところで、結果的には、車をそこにお尻を入れてもらって、窓をあけていただいて、ペットはそちらのほうでお願いしたというところでございます。

災害対策グループ、18時に職員交代させていただきました。また通常の対応をしておりました。そのところ、21時50分に土砂災害警戒情報が三芳町にも発令され、21時51分に大雨特別警報が発令されましたので、本部設置規程に基づきまして、災害対策本部を設置させていただいたというところでございます。

でも、三芳町は幸いといたしますが、柳瀬川の氾濫もなかったので大きな被害はありませんでした。翌13日の零時40分に大雨特別警報が解除になりましたので、災害対策本部も同時に廃止をさせていただきました。

1時に災害対策グループを縮小しまして、実働部隊の職員のほうは1時に解散という形になりましたが、まだ避難所のほう避難されている方が数名いらっしゃいましたので、避難所が閉まるまで災害対策グループとしては数名残って対応をしてきました。避難所のことに関しましては、次にまたご報告しますけれども、最終的に翌13日の日曜日、自主避難所が閉鎖された午前7時以降も住民通報が少しずつございましたので、最終的にその日の夕方6時に災害対策グループは閉鎖という形で対応をしたところでございます。

次のページになりますが、この避難の関係でございます。3避難所合計で自主避難の世帯9世帯、合計で20名です。中央公民館が午前9時に設置しましたが、2世帯5人、犬が2匹、猫が1匹の避難となりました。こちらの中央公民館に関しましては、事前にやっぱりペットを持っていきたいのだけれどもということで、午前中のうちに状況を見に来て、そこだったらということで避難をしてきたようでございます。午前零時

40分、お車で皆さん避難してきた方だったので、台風が過ぎ去った後、警報が解除された段階で皆さん帰っていかれたので、中央公民館は零時40分に閉鎖になりました。

藤久保公民館に関しましては、同じ午前9時設置ですけれども、6世帯14人の方が避難をされました。こちらに関しましては、ひとり暮らしの高齢者の方がやはりお二人と、あとお母さんとお子さん、それからおばあちゃんがそこに後から入ってきたというような方、また勤務地が三芳町なのだけれども、ご家族で避難されてきた方がいらっしゃって、その方は住所は志木市でした。ちょっと町内ではないというところもあったのですけれども、やはり天気予報等で居住地にかかわらず避難をしてくださいというような報道もございましたので、受け入れをいたしました。朝方皆さん帰られました。済みません。たしかこの藤久保公民館も藤久保出張所の入り口の雨がしのげる場所に犬を1匹避難させた方がいらっしゃったということに記載するのを忘れておりました。申しわけございません。

それから、竹間沢公民館に関しましては、午前9時1世帯1人の方が避難をしたようでございます。申しわけありません。ちょっと私間違えてしまいまして、竹間沢公民館が零時40分閉鎖です。済みません。中央公民館が午前6時閉鎖で、藤久保公民館が午前7時閉鎖なので、一番上の零時40分を下に持ってきていただいて、上に押し上げていただくように訂正をさせていただいてもよろしいでしょうか。申しわけありません。

竹間沢公民館の方が早目に帰られまして、実は9時ぐらいに帰られたのです。台風のさなか。というのは、実はこの竹間沢の方は、これは余り記録とかあれなのですけれども、近くの方でどんなものか来てみたというようなことをおっしゃっていて、途中1回帰ったりとかもしてということで、最終的に私は帰るとというのが9時過ぎと言っていました。ただ、警報は出ている。町のほうも災害対策本部も開いているということなので、いなくなったからということですのですぐには閉鎖はできなかったもので、零時40分という閉鎖の時間をとらせていただいたということでございます。

最終的にやっぱり藤久保公民館のおひとり暮らしで来た人たちが帰られたのが7時だったので、全ての避難所が閉鎖したのが午前7時ということでございます。

また、いろいろな区長さんから区の集会所も開放していいか、やっぱり公民館まで歩くのが大変なので、集会所だったら避難できるのだけれどもというような声があったりとか、その区長さんは、何かあったときは私が集会所まで送迎するからというようなことも言ってくださったようではございますけれども、結果的には避難をしなかったというようなことでございます。

それから、協力体制はできているよというような声も区長さんからいただきました。また、やっぱりどこに避難したらいいですかという相談を受けたということなので、基本的には、ご自宅が大丈夫、屋根が風で飛びそうもないようなご自宅であれば大丈夫だから、見守りは行っているから大丈夫ですよなんていう声かけをしてくださって、安心したと言ってもらえたなんていうような声も今回は聞こえておりました。

町内の被害状況になります。人的の被害はございませんでした。床下浸水が10軒です。藤久保地域でございました。それから、道路冠水、ほぼいつもの場所でございます。車両の水没と書いてございますが、行けるだろうと思って突っ込んでしまっただけとまってしまったというような車両の水没が2カ所で2台ずつということになっております。

道路冠水に関しましては、割といつも1時間、2時間の単位で冠水になると思うのですけれども、今回職員が行って、ますの上に草とかが乗ってしまっているところをどければ水が流れたということなので、通行

どめにしたのですけれども、そこは短時間で全て解除しているということでございます。

台風が明けまして翌日の日曜日とか、きょうも出てきているのですけれども、道路への土とか砂が、やっぱり水が出てきたということで、苦情が入っているところが今のところ10件。それから、下になりますけれども、今回は倒木は4本ということで、前回はいっぱい倒れてしまったので、少なかつたかなという感覚です。あとは樹木の枝が折れてひっかかっているのだけれどもというような通報が4件です。

それから、これは民間の事業所の上に物置みたいなのが建っていて、その物置の物が飛んで、大きなトタンが飛散して、下の事業所の車を傷つけたという相談がやはり1件入ってきたのですけれども、運送業者さんの駐車場だったので、車を被害がないところによけていただきまして、きょう事業所が始まってからお話し合いをしてくださいということで話をしたところ、納得していただきまして、先ほどその屋根が飛んでしまったほうの事業所さんから、きちんと対応しますよというようなお話はご報告が入っております。

また、停電に関しましては、竹間沢藤久保地域、みずほ台入り口の交差点が信号が停電していたという情報が来ておりますが、300件で最大90分の停電があったということでございます。

集会所の雨漏り4件と書かせていただきましたが、大量の雨が降ると、雨が漏ってしまっているという状況で、回り込んできてということも考えられるかなというような、集会所は4カ所です。ただ、みよし台に関しては結構な雨漏りで、バケツを置いておいたというようなことを聞いております。

学校の被害につきましては、唐沢小の駐輪場の支柱とごみ置き場の屋根、東中のテニスコートのフェンス6メートル破損、藤久保中学校は案内表示板が破損したというようなことでございます。

庁舎に関しましても、雨漏りに関してはたくさん雨が降ると、いつも雨が降ってしまうと、そこも、7階もそうでしたけれども、雨漏りと、あと地下室、東側の現業棟の前からやっぱり水がたまると入ってきてしまうということで、地下室に水が入ってきたというようなことを聞いております。

それから、選挙の掲示板が北永井の宮本の公園、雑木林のところの掲示板が風にあおられてフェンスがちよっと曲がったというようなことも聞いております。

そのほかの公共施設、あと農業被害に関しましては、今のところ報告は入っていないということでございます。

それから、災害協定の市町村関係ですけれども、豊島区と岐阜県の関市からは、「三芳町さん被害はどうですか。何かやることはございませんか」というような声を頂戴しておりました。これは、関市は豊島区の関係で応援というか、グループになっているような感じでございます。

反対に三芳町から応援の申し出と申しますか、被害状況を聞いて、何かありましたらというふうにお声かけさせていただいたところが、茨城県の常陸大宮市、栃木県的那須烏山市、栃木県の上三川、新潟県の津南町、埼玉県越生町、毛呂山町、上里町ということでございます。

新潟県の津南町、信濃川が氾濫したというような情報もございましてけれども、その後、報道があった後に私津南町にお電話をしたのですけれども、今回は大変だったよという形で、でも特に支援もないし、被害も旅館が床下に2軒かな、入ったというような形で、特に支援要請等はいただいているというようなことでございます。

今回は、災害対策本部を設けたような大きな災害だったということで、今までにない連絡員等の派遣、各省庁とかから来ました。議長さんにも最初の9時の段階からずっといただいていたのですけれども、入間東

部地区消防も連絡員を送りますということで、もうプッシュ型で消防の署長、三芳分署長がずっとついておりました。それから、翌日の朝5時ごろ、自衛隊の職員が2名町のほうに被害状況を聞きに来まして、被害箇所等をお教えしたら、その後、確認をしていきますということで、町内の被害状況を確認されて帰られました。

それから、埼玉県の方からも市町村担当の職員がいるということで、町内に住んでいる埼玉県の職員の方が三芳町のほうに見えまして、被害状況等を聞いていかれました。

あと、電話にての状況確認に関しましては、荒川上流とか県土整備事務所、埼玉県、南西部地域振興センター等々たくさんの方の確認の電話が入りました。

翌日、災害ごみの関係で県の資源循環課、それから人的な被害の関係で朝霞保健所等からも電話の状況確認等が入っております。

今回、三芳町でも災害救助法の適用がされるというような県のほうの指定になっておりますので、さまざまな調査等がこれからも行わなければいけないなというところでございます。

また、コミュニティラジオ発する21さんがこの庁舎の上にアンテナがあって、そこから生放送ができるというような設備があるということで、今までに流したことがないということで、ちょっとお試しと言ってはなんなのですけども、やったことがないのでということを受けまして、ぜひということでやっていただきましたので、7階で待機していただいて、私たちのほうで通行どめ情報とか停電情報とかを原稿にして、その場で瞬時に流していただくというような形のラジオの生放送が今回は行われたというところでございます。

それから、支援の申し出で、現在のところコカ・コーラさんであったり、埼玉トヨペットさんであったりというようなところで、何かあったら協力しますというようなことを今聞いているところでございます。

それから、言うのを忘れてましたが、三芳町の災害対策協会は、もう台風が来る前から協力体制はとれているというようなことをお話をいただいておりますので、土のうづくり等、今回はご協力をいただいたというような形でございます。

まだ多分被害少し変わってくると思いますけれども、現在のところの被害状況は以上になります。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

ただいま台風19号への対応と被害状況について説明をいただきました。ご質問があればお受けいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。本当にありがとうございました。

お話を聞いて、今度このような状況があれば、ペットの対応が必要なのかなと思うのですが、その点どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） ペットの対応につきましては、指定避難所が開設されたときには、その避難所ごとの避難所ガイドラインの中で、今行政区等にも情報提供して必要だよということで大分話し合いが行われているところでございますが、まだまだ外につなげばいいやとか、そういうような声も出ていますので、今回の飼い主さんの声も一度返しながらか、どこにするかというところをきちんと決めていかなければならないところになっています。

大勢の避難になれば、もしかしたら教室1カ所入れて、ブルーシート敷いて、最後は消毒までしてというように形で学校長の理解が得られるのかなというところなのですけれども、今回自主避難という形であったこと、それから公民館であったということがありますので、その部分に関しては、少し協議をしていかなければいけないなというところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

災害が多発する中、各避難所でもそういうことをニュース等でも報道されていますので、ぜひそこら辺の対応もお願いしたいと思います。

それで、災害救助法が適用されたということで、三芳はそんな状況ではないのになとは思うのですけれども、多分大雨特別警報が発令されたということで機械的に県のほうで三芳町を指定してしまったのかなと思うのですけれども、そこら辺の経緯をちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 議員さんの言うとおりの、多分機械的な形という形だと思っております。要請したわけでもなく、もう適用だよという通知が県のほうから送られてきたというところでございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

土のうに関してちょっとお尋ねをしたいのですけれども、この当日に徐々に冠水していったその住宅の方から、土のうが欲しいということで声が上がり、ご連絡をした、確認をしていただいたのかな、いずれにしてもとりに来ていただく分には、町のほうでストックしてあるのという内容だったのですが、災害当日というのは、町として対応して、その必要とされる方のところに届けるというそういう流れではなかったということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） ちゃんと届けるという流れにはなっております。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） わかりました。

あわせて、土のうの件なのですけれども、川越街道沿いの藤久保6区のセブンイレブンの横に土のうステーションがありますけれども、住民の方からやはりご連絡がありまして、いざというときに使えるということでストックしていただいていたのが、あけてみると在庫も少なかったこと、在庫だけではないのだ。破れていて、崩れていて、使えない状態のものが残っていて、定期点検とかその管理、いざというとき、もしくは定期的ではなくても天気予報でそういうふうな形でいよいよ心配となった、事前に前もっての点検とか、何かそういうことをしていただかないと、いざというときに困りますというお声だったのですが、その管理とかはどういう形になっていますか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 土のうステーションは、設置するときには行政区と協議をしまして、基本的

には行政区が管理をして、土のうが少なくなったとか土のうを入れかえてほしいとかというような声が行政区から上がっていくような仕組みで導入したところなのですけれども、そここのところを一度確認をちゃんとしなければいけなかったところかなというところで思っております。

藤久保6区その場所と今上富1区の集会所、それからみよし台の1区では、ステイツのところにもどなたでも使っていただけるという土のうステーションが置いてありますので、再度行政区等とも協議をしながらちゃんと確認をしていきたいと思っております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

発する21の放送に当たって、何か事前でツイッターとか周知をしたのか、またその放送時間については何時から何時までだったのか教えてください。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 発するさんのツイッター等については行っておりませんでした。放送時間につきましては、もうタイムリーだったので、いろいろ状況が発生するたびに放送していただきましたので、10時58分から午後10時45分までの間に16回、いろいろなタイムリーな情報を流してきておりました。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今回、住民から一番多く言われたのが防災行政無線全然聞こえない、何言っているかわからないということなので、今までの経緯を考えると、ちょっと違う形を考えるべきかなと思うのですけれども、これは課題として提案するだけにしておきますが。あとその事前に、車でもパトロールというか、そのときマイクとスピーカーで回っていたと思うのですけれども、どのような形で回ったのか、回っていましたよね。それも…

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（菊地浩二君） 回ったと思います。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 広報車を使っただけの事前の周知というのは行っておりませんでした。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

聞いたという人がいたので、では違うところかな。そうしたら、ふじみ野かな。それでは、していなかったということで、あともう一つ、ことしはテレビ埼玉のデータ放送とかというのはやっているのですか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 議員さんたちからご意見をいただいておりますので、きちんとテレビ埼玉のデータ放送も今回はやらせていただきました。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

担当課の方々のご苦労さまでした。今回に当てはまることではないかもしれないのですが、テレビの放映なんかでは、避難をしてくださいと報道が随分出ますけれども、避難をすることによって、途中で転倒してけがをしているおじいちゃんとか、そういうのが報道されていましたけれども、実際に今回、自主避難が難しい方の対応というのについては、町はどういうふうを考えているかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 要援護者避難支援プランのほうを町は推奨しておりますので、そちら、あとやっぱり行政区のコミュニティーですね。近所の人たちの声かけをお願いしたいというところでございます。1人送迎すれば何人送迎しなければいけないのということにもなってしまいますので、皆さんのお力をおかりできればと思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） あと、今回集会所の開放してよいということになって、今後もこれは続けていく予定なのかどうか。それで、そのときに、自主避難ですと毛布とかいろいろ用意すると思うのですが、もしそういったものが集会所には設置されていないと思うので、その辺の夜の対応とかはどのようにしていくのか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） まず、自主避難に関しては、食料、衣類、暖をとるもの等をご自分で用意をしてくださいということにしております。避難所が開設されたときには、町で備蓄しているものを基本的には提供をしていくというところで線引きをさせていただいているところでございます。

集会所に関しましても、ちょっと行政区との調整も必要になると思いますけれども、基本的には、行政区のほうで自主的にあけてもらったほうが混乱しないのかなと、町がここここはあいていますとかという広報がやっぱり公民館あけてとかいうのがちょっと混乱するかなというところもありますので、そこはちょっとこれから整理をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後に、私も当日夕方5時半ごろちょっと回ったのですが、上富1区、2区、3区でそれぞれ1カ所ずつ水がたまるようなところがあるのですが、今回、床下浸水が10軒ということで、先ほど藤久保ということだったので、全部藤久保でいいのか、上富地域はなかったのか、お伺いします。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 1つの地区が10軒でございます。もしかしたら排水溝が詰まってしまったりとか、何か流れ出たものがあるという形でその地域が浸水したのかなというところで、今まで声が出なかったと、浸水したところではなかったのです。

○議長（井田和宏君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

ご苦労さまでした。本当に大変だったと思います。ちょっと細かいことで聞かせていただきたいのは、集会所の雨漏りなのですけれども、4件ということでご報告がございましたけれども、これ詳しいのを教えていただいでいいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） まず、1件が先ほどお話をしましたみよし台1区集会所の1階の物置、机とかを置いている物置のところ。多分外階段が2階からの避難階段があるのですけれども、その外階段からのすき間からの雨漏りだと思われます。また、もう一件が藤久保4区の集会所の入り口の玄関のところの雨漏りというようなことでございますが、やっぱりいつも雨漏りなのだよというような声が区長さんから今回初めて来たというところ。です。

それから、北永井2区の集会所が雨漏りをしたというところで、北永井2区の集会所は、前回の台風で屋根が少し飛ばされておりますので、ちょっとその関係かなと思っております。屋根を直さなければというところではございましたが、財政的にどうなのかなというところで、今ちょっと見積もり等をとっているところでございます。

もう一つが竹間沢1区の集会所、2階へ上がっていただきますと、上に天窗があって、明かり取りの窓があるのですけれども、その明かり取りの窓がやっぱり雨が回ってきてしまって、風向きによって雨漏りをするという形になっているのですけれども、その雨漏りが今回あったというところ。です。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それで、今、修繕のこともお話がされておりましたけれども、随時この4カ所、きちっと修繕していくというような方向性でよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 一応今、雨漏りを確認しました。これから通常の雨が降ったときに雨漏りをするかしないかをまず確認をして、通常の雨で雨漏りをするところは、もう早急に修繕をしていくという形です。通常のときに雨漏りしないところは、やっぱりちょっと風で回ってきているというような判断もしますので、ちょっと保留にさせていただければなと思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

もう一点、倒木4件ということなのですけれども、この倒木したところ、詳しい場所、教えていただけますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 1件は、済みません、ちょっと何号線という言葉が私頭に入っていないくて、場所でもよろしいでしょうか。

まず、上富のミヨシトータルさんのあそこの通りのところの桜が1本、それから上富の三芳エアコンさん

から斜めに北に上に上がって行って、大野スタンドから来た道も越えて、竹がいっぱいあるところ、そこが1本倒木。それから、あと宮本の森公園、北永井3区の公園が1本。

〔「公園内」と呼ぶ者あり〕

○自治安心課長（前田早苗君） 公園内。あとは角屋さんの枝になってしまうのか、ちょっと大きい木だったのですけれども、角屋さんの前の1本、大きな枝が折れたというような形です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。ありがとうございます。

この倒木によって何かを傷つけるとかそういうことはなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 人も物も傷ついておりません。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

小松副議長。

○議員（小松伸介君） 小松です。本当にお疲れさまでした。

自分は、ちょっと2点だけ伺いたいのですけれども、車両の水没が4台ということで、多分関越自動車道のところのトンネルではないのかなと……

〔「違う違う」と呼ぶ者あり〕

○議員（小松伸介君） 違うのですか。ちょっと場所と内容を教えていただきたい。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） まず、1カ所は、南側の資料館入り口の交差点から所沢に向かったところの、業者さんの名前を言ってしまうと、サイニチさんとかありますよね。あそこのところでちょっと水没です。1台水没して、レッカー車が来たのですけれども、レッカー車もどうやら水没したらしいというようなところで2台。

それから、北永井の鈴兼米穀さんから3号線に向かって下におりていくところです。そこで2台。そこは、2年前のときにもやはり水没というか、中にとまってしまった車があったということでございます。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） ということは、関越のトンネルのところは大丈夫だったということですね。わかりました。

それからあと、災害協定の市町村関係ということで、三芳から応援の申し出を行ったということなのですが、先ほど津南町のほうは詳細な説明があったのですが、そのほかこれから予定されていることが何かあるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 常陸大宮市、那須烏山市に関しましては、お電話をしたところ、まだひっちゃかめっちゃかの状態で、とりあえず何かあったら呼んでください、行きますからという段階で、迷惑なので電話は切らせていただきまして、その後、特に何もありません。

それ以外の市町村に関しましては、町長のほうからそれぞれの市長さんとか町長さんとかと連絡をとっていただきまして、特に要請は来ていないということでございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

済みません。質問ではございませんが、お声だけ届けておきたかったですけれども、この10軒の床下浸水の住宅の皆さんが翌日消毒に職員の皆さんがお越しになっていただき、対応していただいた、それがとても丁寧で細やかにやっていただいて、おっしゃったとおり、砂利が流れ込んだところなんかも一緒になって運び出しなんかもしてくださったということで、とても喜んで感謝をされていました。

1人の方からは、「役所を身近に感じるようになりました」というお声がありましたので、お伝えいただければと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） 以上で協議事項4、台風19号に伴う災害対策概要についてを終了させていただきます。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時46分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 1時47分）

○議長（井田和宏君） 台風19号への議会の対応としてなのですけれども、メーリングリストで情報の共有等を行ったのですが、菊地議員には大変申しわけなかったのですけれども、そういった状況だったのですが、議会の対応として、皆さんのほうからご意見、もうちょっとこうしたらいいのではないかとあれば、きょうは時間がないのであれですけれども、何かありましたら、私か事務局のほうまでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） それでは、報告事項に移りたいと思います。

報告事項の1番、議会広報広聴常任委員会から報告を求められておりますので、お願いいたします。

鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 鈴木です。

議会広報広聴常任委員会より、月末に迫りましたふれあい座談会の件について報告させていただきます。

まず、開催要領、また当日の流れ等の資料、また班分け、資料のほうを皆様のお手元に届いているかと思っておりますけれども、つくりましたので、こちらのほうをご確認をお願いいたします。

当日の集合時間は、開始時間の30分前ということで、25日金曜日が18時半、26日土曜日は9時ということ

をお願いいたします。

また、先日、10月10日ですか、皆様のお手元のほうに議会報告会の資料のほうをお渡ししたかと思うのですが、こちらのほう、今回、大分日程詰まっています、21日にはもう印刷をかけないと間に合わないことになっております。ちょっと23、24が局長等も不在なので、21にかけなくてはいけないので、申しわけないのですが、もし指摘事項等ありましたら、あす中に事務局にご連絡をお願いいたします。

また、いつもやっているふれあい座談会のチラシ、ピラマキですけれども、いつも駅で朝晩等に分かれてやっていたのですが、ちょっと効果が見られないということで、とりあえず今回は、広報広聴常任委員会のほうで19日に予定されている防災フェアのほうで配布をしてみようと思っております。ただ、皆様のほうには、1人頭50枚ほどは用意できておりますので、近隣の方や知り合いの方にお渡ししたいという方は、事務局に言っていただければ用意してありますので、そちらのほうでお願いいたします。

以上となります。

○議長（井田和宏君） 今の鈴木委員長からの報告について、質問があればお受けをいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を終了いたします。

◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会運営委員会からの報告をお願いいたします。
菊地委員長、お願いいたします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、議会運営委員会から申し上げます。

まず、一般質問通告書に関してですけれども、いろいろ決められた表記の仕方があるかと思います。取り組みとかそういった面で、議会だよりと合わせましょうということになりましたので、その点次回から、通告書に関しては気にとめていただければと思います。

あと、直すべきところはちゃちゃと直してしまいますので、ご承知おきください。

それと、議会運営委員会、次回の予定はまだ決まっていなかったのですが、今回、ある程度決まりましたので、ご報告します。一応定例会が11月29日の予定で進んでいますので、これに合わせて11月22日の9時半から議会運営委員会を開催したいと思います。あくまで予定なので、開会日がずれば、またずれることになると思います。そのときにはまた委員の皆さんにはご連絡したいと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。
今の議会運営委員会からの報告について、質問があればお受けをいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で、議会運営委員会からの報告を終了いたします。

◎入間東部地区事務組合

○議長（井田和宏君） 続きまして、入間東部地区事務組合から報告をお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

9月27日に令和元年第2回入間東部地区事務組合議会が開かれました。以前、全協のほうで組合議会の報告があったと思うのですが、この間、その報告がなかったということで、やはり全協のほうで報告すべきではないかということで、今回、報告させていただきます。

今回の議会、平成30年度一般会計歳入歳出決算を初め5件の議案が提案されまして、全て総員賛成で可決されました。平成30年4月、この年には4月1日より、入間東部地区消防組合と衛生組合が統合され、入間東部地区事務組合が発足いたしまして、統合後、初の決算になったわけです。

また、平成30年度は、し尿処理施設の新しい施設、浄化センターが4月初めより本格稼働いたしました。また、しののめの里の指定管理者もこの年度よりかわりました。皆様にお配りした資料の中で、1枚目、2枚目、3枚目のところでその指定管理者の収支報告書つけさせていただきました。

決算の概要なのですが、歳入で41億924万3,359円、歳出が37億8,965万291円、差し引き3億1,959万3,068円となりまして、翌年度に繰り返しが9,920万9,000円ということで、実質収支として2億2,038万4,068円の黒字となりました。その歳入歳出の主な内容ですけれども、まず歳入としては、2市1町の負担金によってほぼ運営されているわけですが、それが35億4,613万6,000円ということで、三芳町の負担分としては7億2,365万5,329円です。また、斎場しののめの里もこれは組合として管理している施設ですが、その使用料が1億8,478万1,000円の収入があり、またし尿処理の手数料、これは488万5,500円となっております。各家庭水洗化されまして、し尿処理人口としてはだんだん減ってきているような状況です。合併浄化槽の汚泥なんかも、そちらも少しずつ減っているような、そういった状況です。

そしてまた、組合の統合に伴いまして、衛生組合が解散したことによりまして、その繰越金も1億277万7,409円引き継ぐ形になりました。

主な歳出としては、人件費の部分がかなり大きいです。衛生管理費の職員として1,517万4,000円、消防管理費として9億9,357万1,236円ということです。

そしてまた、浄化センター、し尿処理施設です。これは、今まで平成30年度より前は直営だったのですが、この新し尿処理施設稼働に伴いまして、全面的に運転管理を業務委託しております。その委託料が1,242万円と、そしてまた旧し尿処理施設の跡地、そこに今度土地を貸与する形で、バイオガス事業者が施設を建設することになっております。そちらに水を供給する施設としての整備工事1,890万円、し尿処理施設で出ました排水をこのバイオガス事業者に利用してもらうということで、その配水管の工事です。

それから、斎場修繕料2,862万円、これも資料につけさせていただきました。資料の一番最後の資料3ということで、修繕箇所をピックアップしております。やはり施設が動き始めて大分期間もたったということで、修繕料も大分かかるようになってきました。今後、計画的な長期修繕必要だというそういうことであります。

それから、斎場指定管理業務委託料が1億229万6,520円と、それから15メートル級はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール2,170万8,000円、地震体験車、これは今までも地震体験車というのはあったのですが、新しい地震体験車、更新ということで購入いたしました。これが3,990万6,000円と、それから現在の

富士見分署が古い施設で老朽化しているということで、今度、浦所バイパス、国道463号のほうに建てかえることになりました。そのために、旧施設のほうの耐震診断業務委託料をいたしました。これが345万6,000円ということです。

また、ほかの議案としては、財産の取得ということで、救急自動車2台、1台は更新と、1台は新規に購入ということになりました。同時に、その救急車に積載する医療品等も2式購入いたしました。現在のところは、入間東部地区管内の救急車7台、これが全て出払ってしまうこともあるそうです。そうすると、消防車に救急隊員を乗せて、とりあえず出動すると、救急車があき次第、後から駆けつけるというふうな、そういうような事例もたびたび起きているようです。職員も3年計画でふやし、そして救急車も新たに購入することになるので、結果として7台から8台へとふえることになります。

それから、先ほどの斎場しののめの里のところでちょっと説明すればよかったです。資料をめくって2枚目です。数字がいっぱい並んでいる表がありますけれども、これはしののめの里の利用実績表です。細かくは見ていただければと思うのですが、全体的な傾向としては、火葬件数はふえているのですが、近年の傾向として、式場を使わない、家族葬とか、そういう例がふえているので、式場利用率は減る傾向にあります。特に第3式場と一番広い式場ですが、そちらがなかなか利用率が伸びないというか、減っている、そういった状況があります。

以上、おおよそのところで説明させていただきました。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今入間東部地区事務組合、本名議員から報告をいただきました。質問があればお受けをさせていただきます。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

組合議員ではないので、ちょっと伺いたいのがあるのですが、主な歳出のところの給料なのですが、衛生管理費と消防管理費で別枠できちっとやっている事務で、このように分けてあると思うのですが、この人数はどのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

済みません。人数までは把握しておりません。後ほど……

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 後ほどで大丈夫です。

それで、前、衛生組合のときには臨時職員もいたように思うのですが、そこら辺も臨時職も含めて後で教えてください。よろしくお願いします。後でいいです。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） 以上で入間東部地区事務組合からの報告を終了いたします。

◎その他

○議長（井田和宏君） それでは、その他に移りたいと思います。

その他、皆様のほうで何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、私のほうから何点かございますので、報告をさせていただきます。

まず初めに、12月定例会なのですが、先ほど菊地議員のほうからお話がありました。11月29日に開会をいたします。一般質問の通告が11月19、20となります。それに伴って議会運営委員会が11月22日の開催となります。

それともう一点、私のほうから皆様方に確認なのですが、一般質問の件で少しお話をさせていただきたいのですけれども、一般質問の時間でありますけれども、もちろん時間内であれば質問は認めさせていただきますが、時間内に質問が終わらなかったときは、答弁は認めないこととしますので、もちろん時間内に質問が終わっていれば答弁認めますけれども、時間外、時間を質問が過ぎてしまった場合には、答弁はいたしませんというか、させませんので、その辺だけ確認をさせていただきたいと思います。

この点については何かございますでしょうか、ご質問があれば。よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 前からそうです。

続きまして、第5次総合計画と都市計画マスタープランの議会の対応につきましてでありますけれども、現状の大まかなスケジュールを申し上げさせていただきます。今月末までに会派ごとにそれぞれ第5次総合計画の後期計画と都市計画マスタープランについて、会派で意見をまとめていただきたいと思います。今月中にまとめていただきたいと思います。

その後、会派連絡調整会議の中で意見を調整させていただいて、議会として意見をまとめられればまとめますし、すり合わせのほうをさせていただきます。その後につきましては、今のところ特別委員会の設置を考えておりますので、細かいことについては、11月の全員協議会の中で皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、この第5次総合計画と都市計画マスタープランの対応について、皆さんのほうからご質問があればお受けをさせていただきます。

よろしいですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今月中に各会派で意見をまとめると、会派代表者会議、連絡会でまとめられればまとめる。まとめられなかったらどうなるということなのですからけれども。

○議長（井田和宏君） 多分それぞれの会派から意見が出てくると思うので、どういった意見が出てくるかわからないのですけれども、すり合わせができて、議会として一つの意見にまとめられるようであればまとめます。でも、まとめられないようであれば、そのまま会派の意見として提出をしようと思っております。

菊池議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、その各会派で出した意見というのは、それぞれの議案としてどういう影響があるのですか。

要するにそれが反映されるのかされないのかというのはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 皆さんから出てきた意見なりを議会としてまとめられるようであればまとめて、執行側に戻します。こんな意見が出ましたという形でお伝えはします。議案の中でそれを反映をさせていただければ反映をさせる。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

基本的に、そうしたら今月いっぱいなので、議会の意見をまとめるのは11月入ってからですよ。そもそも議案書配付されるのは11月の8日だと思うのですけれども、その間に執行部何もできないと思うのですけれども、可能なのですか、時間的に。

○議長（井田和宏君） 執行側には出た意見はお伝えするという事は伝えておりますので、スケジュール的なことはちょっとわからない、ちょっと確認はしていないのですけれども。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 全く今のと同じなのですけれども、一応町はパブリックコメントを10月26日最終日にしていますよね。その後、それを受けて訂正とか考えていくと思うのです。本来ならばそれまでに間に合うようにするべきだということは前にも言ってきましたけれども、その後、11月にまとめていきますよね。そうすると、担当課のほうでは、議会から来たものを訂正できるのかどうか、その辺ちゃんとしておかないと、訂正できるのだったらあれなのですけれども、その辺はどういうふうにしていくのか、担当課とは。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ちょっと私も認識が違うので、個人的に認識が違うので、とにかく今月中に会派でまとめますと、11月の1日に会派代表者会議をやって、議会として一本化、要望なり要求なりができればそこでまとめると、まとまらないのだったら、どっちにしても12月の特別委員会で、そこで審議をするというふうに私は理解しているので、当然その審議の中で各会派から、一本化にまとまったら、それで全員でやればいいだけの話なのですけれども、そうでない場合は、各会派の意見をそこで各委員が審議して、執行に申し入れて、答弁もらって、納得できるかできないかは、それは今度特別委員会の話になりますから、というふうに理解しているのですけれども。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時08分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時19分）

○議長（井田和宏君） 第5次総合計画後期計画、都市計画マスタープランの議会の対応ですけれども、先ほど述べたことを訂正させていただいて、会派での意見を今月末までにまとめていただいて、それを議会内での共有、調整をその後させていただきます。その後は、今のところ特別委員会を設置をしようと思っておりますので、特別委員会の中で審議を行うということにさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） 以上のような形で、では第5次総合計画と都市計画マスタープランについては進めさせていただきます。

皆さんのほうから何もなければ、次ですけれども、藤久保地域拠点施設についてですけれども、7月の全員協議会で説明がありました。基本構想の策定が終わって、現在、基本計画の策定中ということですので、議会として今のところ総務常任委員会、厚生文教常任委員会、それぞれ課題を持って調査研究を進めていただいているところではありますが、この藤久保地域拠点施設についても、それぞれの所管の範囲内で調査研究を進めていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） では続きまして、政策提言についてでありますけれども、政策提言については、議会運営委員会のほうに今諮問をさせていただいておりますけれども、政策提言、構成メンバーと政策形成サイクルについて諮問をさせていただいております。結論から申し上げます、この諮問については取り下げをさせていただきたいと思っております。政策提言の必要性であるとか、議会の政策立案機能の強化の必要性や町民参加の必要性というのはありますし、政策提言自体の意義は感じているところでもありますけれども、先ほども申したとおり、現状、総務常任委員会と厚生文教常任委員会もそれぞれの課題について調査研究を進めております。また、第5次総合計画や都市計画マスタープランの対応も迫られておりますので、スケジュール的なことや負担を考慮して、今回はこの諮問を取り下げさせていただきます。

ただ、議長が判断をしたときには、現行の政策形成サイクル、または構成メンバーで政策検討会議やサポーター会議を発動できるものとさせていただいておいて、今のところそういった緊急な案件がなければ発動させませんが、緊急な、どうしてもこれはやらなければいけない、町民を交えて政策提言を行うと、必要と判断した場合には、この検討会議やサポーター会議を発動させていただきたいというふうに思っております。

この件についてはいかがでしょうか。何かありましたら。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

これまで過去2件政策提言をしておりますけれども、この件についてのどのようになっていったのかというようなその調査のようなものは、どのようにいたしましょうか。先日、廣瀬先生からの講義を承ったときに、やはりしっかりとどのようになっているのかを確認をしていくというのはすごく大事なことだというようなお話もあったのですけれども、例えば厚生文教常任委員会にかかわるものであれば厚生がとか、総務にかかわるものは総務でというような、そこら辺も何も今のところ決まっていない状況なので、ちょっとどういうふうにしていったらいいのかなというふうに思っているのですが。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

進捗状況の確認というか、2つ提言をしましたけれども、そのことについて町がどのように今取り組んでいるのかということについては、確認をする必要があると思っておりますので、できれば所管の範囲で、2つありますので、所管がありますので、その中でそれぞれの常任委員会の中で進捗状況を確認いただければという

ふうに思っておりますけれども、また、今の現状としてはそのように考えております。

ほかにございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 今の内藤議員からの質問で、まさにやりっ放しというのは一番よくないと思うので、何らかやらなければいけない。ところが、総務、厚生で所管の範囲で何を検討しろというのか、そこ決めておかないと、曖昧なところも当然出てくると思うし、ここだけはきちっと執行側に確認しておかなければいけないというものもあると思うので、そこをきちっとやらないで、何となく所管の範囲でやってくださいというのは、ちょっと乱暴過ぎるなと思うのだけれども。

○議長（井田和宏君） その確認なのですけれども、やはり確認しなければいけないとは思っていますし、今、この状況でこの点について私のほうで確認をしろ、ここを……ちょっとなかなか今、ごめんなさい。具体的にここをこうしろとは思いつかばないというか、そういう状況なので、ちょっと追って考えさせていただいて……。

山口議員。

○議員（山口正史君） この場で返事くれということではなくて、ちょっと慎重にやるべきだと思うので、抜けがあってはまずいし、やっぱり総務なり厚生の委員長と議長と副議長で話し合っ、ここは押さえておこうねということきちっと整理した上で、合意をとった上で進めたほうがいいのではないかなと、ここで決めてしまうのではなくて、と思うのですが。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

それぞれの委員長と相談をさせていただいて決めさせていただきますし、またその件については私のほうでも1回整理をさせていただいて、各委員長に相談をさせていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 続きまして、マレーシアのペタリングジャヤ市で行われる予定でありましたフォークロアフェスタが中止となりましたので、議会としては2名を派遣するということになっておりましたけれども、派遣しないということに決めさせていただきたいと思いますので、これについてはご了解をいただきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時27分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時27分）

○議長（井田和宏君） ペタリングジャヤ市で行われる予定だったフォークロアフェスタについては中止となりましたので、議会としては派遣せずということにさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

もう一つ、今後のスケジュールですけれども、10月17日に県の町村議長会研修会がありまして、場所は、いつもの「フレサよしみ」、開会が13時30分となっておりますので、皆さんにご案内しているとおおり、役場に12時20分集合となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう一件が10月30日には、今度、郡の議長会の研修会並びに永年勤続議会議員表彰式があります。場所は、三芳町の総合体育館、受付開始が13時30分、表彰式が14時となっておりますので、ご都合のつく方は出席をお願いをしたいと思います。

それと、11月30日には子ども議会がありますので、議場を使用する許可をいたしましたので、ご了解いただきたいと思います。

私からは以上です。

次回は、定例の全員協議会ということになりますので、11月19日火曜日、9時半からとさせていただきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） また連絡します。予定では11月19日とさせていただきます。

私からのその他は以上でございますけれども、よろしいでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 10月17日の研修会の服装と、また10月30日の服装はクールビズでよろしいのでしょうか。ほかの地区の方もいらっしゃって。

○議長（井田和宏君） まだクールビズでオーケーだと思います。

○議員（細谷光弘君） 30日については特に出欠はとらないということではよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 出欠とります。

○議員（細谷光弘君） とるのですか。わかりました。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項、報告事項、その他全て終了しましたので、事務局のほうにお返しをいたします。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、小松副議長、よろしくお願いをいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、本日は全員協議会ということで早朝から午後までということで、大変お疲れさまでございました。

過日襲った台風19号の被害が本当に全国的には甚大でございまして、これ以上被害が大きくなることを心から祈っております。

三芳町は幸いにして、先ほども報告がありましたが、災害被害が少ない状況でございました。これからもしっかりと平時の防災活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

ここ数日、朝晩冷え込んでおりまして、体調を崩しやすい日が続いております。10月、11月は町のイベン

ト等も多い状況でございますので、皆様ご自愛いただきまして、議員活動に努めていただければと思います。
本日は大変にお疲れさまでした。

(午後 2時31分)